

大日本地震史料 卷之二十一

安政元年十一月四日
五日二大震ノ三

〔地震海嘯正說錄〕理科大學地震學教室所藏

以急廻狀申進候、然ば昨日大地震に付、宮寺始め町家、其外不殘相潰れ、殊に出火に相成、人馬之居所も不相分、今以折々相震ひ、此姿に而は往還御繼立も難出來、往來之諸家様江宜御斷被仰上可被下候、以上、

三島宿

十一月五日

問屋

箱根宿先々

御役人中様

繼書、

箱根宿之儀も、三島宿同様に而大破損に御座候間、是又左様思召、宜御頼申上候、以上、
前書之通、宿々申來候間、不取敢御注進申上候、以上、

品川宿

役人

一 小田原宿方東は格別之儀も無之、箱根宿人家潰れ、三島宿大半相潰れ、夫方出火に相成、同所明神方西は五六軒、東へ貳三町焼失、

一 沼津宿御城内焼失之由、同所宿中大半潰れ候由、浦々津波有之候由、先々未相分候、

一 甲府、朝五時頃大地震にて、八日町通、壹丁目表通り震崩れ、貳丁目中程迄同様、魚町中程迄、貳丁目西側大半潰れ、山田町一丁目、柳町一丁目方四丁目迄潰れ家有之、連尺町

一 丁目は荒潰れ、片羽町方西の方、無事の由に御座候、

一 豆州下田邊、津波にて大損之由に御座候、
大地震に付、宿々破損所荒増書上、

東海道

一 即死人四人程、潰家四軒、 島田宿、

一 宿内不殘破損、 藤枝宿、

一 同斷半損、 岡部宿、

一 同斷少々潰家有之、 丸子宿、

一 宿内吳服町と申所か出火、 府中宿、

一 下横田と申所まで焼失、 江尻宿、

一 宿内橋向と申所か出火、 興津宿、

一 東の方へ焼失、清水湊焼失、 由井宿、

一 宿内少々づゝ破損有之、 蒲原宿、

一 宿内不殘潰家に相成、問屋場方西の方は、

一 一町程焼失、岩淵家數十軒許り焼失、

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

一宿内不殘潰家に相成、壹町程焼失、

吉原宿、

一潰れ家少々有之、

原宿、

一宿内過半潰家に相成候、

沼津宿、

右之通、今七日、道中御奉行所江品川宿方届に相成候、

十一月四日、今曉天氣快晴、一昨日昨日兩日之大風も已に收り、殊之外穩に罷成候處、辰之中刻に至り、俄に大地震起り、

二度めの搖返し殊に甚敷、旅宿椽側窓鴨居外れ、石垣坏崩れ候程に有之候、濱手に而は物音鳴響き、不審に存候得共、地

震はやみ候間、逃出し候者も内に入候所、着座いまだ緩るるといたし不申内、濱手々大火起り候如く、黒煙一面に卷來り、市中俄に大狼狽、津波々々と叫ぶ聲聞へ候や否、沖方大

水押來り、漸く辛き場を脱れ、旅宿之後山へ避上る所、二度めの波、海上如山押來り、一瞬之間に下田中の人家盡く流潰れ、南邊二分通り残り候許り、餘は平地一面に水と相成り

申候、海上又黒水操合、沖方横に押入候大浪、柿崎へ打突け引返し大浪、下田邊濱廻り大小之船、右往左往と漂ひ、見る

間に顛覆いたし候儀有之、助り候儀有之候、人家海上へ流出候は少く、多くは山手に押寄せ申候、旅宿は山之麓に有之候

處、門前は數家漂流寄り、旅宿之大門は本堂之側迄浮出申候、書院、臺所向は床上に水上り、泥貳寸程押込候得共、本堂

は餘程高く候間、水上り不申、市中其外定て怪我可有之と存候、旅宿に於ては一人も別條無御座候、魯船之儀は數度傾き危く見へ候得共立直し、別條無之趣に御座候、

出役人旅宿も、盡く流潰いたし申候、先嚴旅宿は一人も別條無之間、御安心可被下候、猶追而可申上、誠に大變と可申事に可有之候、早々以上、

十一月四日夜

佐藤清助様

大地震之儀に付御届書、

私御代官所遠州豊田郡中泉陣屋之儀、去る四日辰之上刻大地震に而皆潰相成、陣屋元其外近村々、同様之趣に相聞申候、怪我人其外委細之儀は、追而可申上候得共、先此段不取

敢御届申上候、以上

寅十一月

林 伊太郎 印

御勘定所

大地震之儀に付御届書、

當十一月四日辰の上刻大地震に而、遠州中泉陣屋向、并陣屋元共、皆潰相成、其餘一體右に准じ候趣に御座候得共、未調

方不行届、支配所内凡之處、左に申上候、

御勘定所

當十一月四日辰の上刻大地震に而、遠州中泉陣屋向、并陣屋元共、皆潰相成、其餘一體右に准じ候趣に御座候得共、未調

方不行届、支配所内凡之處、左に申上候、

東海道

袋井宿

右之宿之儀、皆潰之上所々より出火、一宿不殘燒失、即死、怪我人、凡百人餘も有之、差當夫食差支候旨願出、難捨置候間、不取敢夫食、并類燒手當之儀、夫々取計、且隣郷渡邊能登守陣屋よりも、米貳拾五俵手當有之候旨、宿役人共申立、尤人馬繼立差支候趣に御座候、

同

舞坂宿

右宿、并流寄村々共、津浪に而過半打潰候趣に相聞候得共、治定は追而可申上候、

同

日坂宿

見附宿

右宿之儀も、潰家出來之由には御座候得共、往來繼立は差支無之趣に相聞申候、

同

赤坂宿

右宿之儀は、先づ無難之様子に相聞候得共、風聞のみに付、治定仕兼候、

遠州豊田郡

掛塚村

右村之儀、地震にて村内過半潰家出來候上、津浪に而猶及大破候旨、届出候、一都而往來二三尺程宛地裂け、泥水吹出し、天龍川通り村々は、大圍堤震込、無跡形相成候場所も有之候趣に御座候、右凡之處、書面之通御座候、支配所村々、都而多分之潰家之趣には御座候得共、治定は追々御届可申上候、尤只今以大小之震動不相止、人心落着兼候儀に御座候、以上、

寅十一月

林 伊太郎印

御勘定所

右之通御届書差出候間、寫入御覽申候、尤陣内本陣は、縣令其外共漸庭迄逃出し、詰合の者は不殘出勤前に而、銘々宅方取ものも取敢せず逃去候跡、一時に震潰、諸道具は悉く微塵に相成、柱坏は裂け、皆々可用品は一つも無之趣に御座候得共、震止候而直様差立候御用狀に而、少しも取調候様子之譯柄は相分り不申候、以上、

皆潰、

戸田村、

潰家四軒、
釜無川堤割崩、
悪水川押潰し、
潰家有之、

今福新田、

下大鳥居村、

惡水川押潰し、
潰家有之、

上野村、

潰家員數不相分、

大師村、

潰家拾壹軒、

東南湖村、

皆潰、
堤鉄崩、

高田村、

堤鉄潰、
潰家有之、

高部村、

堤鉄潰、
潰家有之、

淺利村、

×

松平伊豆守様御届書、

先達而申上候、伊豆守在所三河國吉田、并に遠江之内領分、
去月四日大地震、津浪等に而、城内住居向、櫓、家中侍屋敷、
足輕家、寺社、町在、潰、半潰、破損、流失、其外田畑荒地、沙
入、堤破損所等有之、往還并松倒木、怪我人、死人、溺死等、左
之通、

一本丸辰巳櫓潰、石垣崩、

一ヶ所、

一鐵橋半崩、

同、

一南多門潰、石垣崩、

同、

一北多門、武具方役所迄潰、

同、

一川手長屋潰、

同、

一川手櫓大破、

同、

一隅櫓大破、

同、

一入道櫓傾、

同、

一同櫓下石垣崩、

同、

一着到櫓壁大破、

同、

(原本、一行空白アリ)

一二之丸大書院潰、

同、

一小書院半潰、其外座敷向大破、

拾ヶ所、

一玄關向傾、

一ヶ所、

一諸役所向部屋々々處々潰、其外大破數ヶ所、

一玄關前供待所傾、

一ヶ所、

一中之口供待所潰、

同、

一侍番所潰、

同、

一裏門下石垣大崩、

同、

一築門大破、

同、

一帶曲輪之内石垣崩、

同、

一稻荷社潰、

二ヶ所、

(原本、一行空白アリ)

一三之丸住居徒長屋向潰、

同、

一同長屋門倒、

同、

一同門倒、

同、

一土藏潰、

五ヶ所、

一 同半潰、	六ヶ所
一 藏役所傾、	一ヶ所、
其外城内所々門潰、半潰、傾共、	廿ヶ所、
一番所潰、	同、 <small>○一ヶ所カ、</small>
一 厩傾、	一ヶ所、
一 同釜屋潰、	同、
一 新役所向半潰、傾共、	數ヶ所、
一 學問所損傾、	一ヶ所、
一 作事役所、并小屋向傾、	同、
一 吟味會所潰、	同、
一 鷹部屋潰、	同、
一 焔硝藏壁落損、	同、
一 宰屋傾、	同、
一 神社潰、半潰共、	七ヶ所、
一 家中侍屋敷潰、	八軒、
一 同半潰、	四十六軒、
一 同大破、	八十三軒、
一 足輕家潰、	一軒、
一 同大破、	二十四軒、
一 所々土塀八九分通倒、	

領分之内	
一 六萬石餘、 <small>三河國渥美郡、八名郡、寶飯郡、額田郡、加茂郡、遠江國敷知郡、城東郡、</small>	之内、
町數二十九町、	
村數二百四拾ヶ村、	
一 田高二千八百二十石餘、	
一 畑高二千八百六十石餘、	
合五千六百八十石餘、	村數四十四ヶ所、
一 見取田畑九十町一反步餘、	地震荒、并高汐荒、
一 潰家、	五ヶ所高汐并砂入荒、
一 半潰家、	六百五十三軒、
一流失家、	八百八軒、
一 寺社潰、	四軒、
一 同半潰、	二十七ヶ所、
一 土藏潰、	二十六ヶ所、
一 同半潰、	百五十三ヶ所、
一 物置、	百五十一ヶ所、
一 門潰、	七百五ヶ所、
一 郷藏潰、	三十二ヶ所、
一 辻堂潰、	二ヶ所、
	四ヶ所、

震災豫防調查會報告第四十六號

乙

大川通并汐際、

一堤破損所長八千四百四十四間、
村數卅三ヶ所、

小川通、

一堤破損所長二萬二千七百四十間、
村數廿六ヶ所、

一溜池破損、
五十二ヶ所、

一樋破損、
十ヶ所、

一橋破損、
七ヶ所、

一往還通休所大破、
二ヶ所、

一並松倒木、
一本、

一死人十四人、
男七人、
女七人、

一怪我人、
男一人、

一溺死人、
男十一人、

一難破船生死不知、
男三人、

今切御關所附、

一侍屋敷并門共半潰、
六軒、

一同大破、
八軒、

一足輕町同心家共潰、
十軒、

一足輕町同心下目附家共大破、
二十五軒、

一渡船流失并破船、
四十八艘、

一漁船流失并破船、
九十二艘、

一破船、破損家、土藏、物置、破損數不知、

一吉田宿、荒居宿、其外領分村々、火災無御座候、

一牛馬、怪我無御座候、

右之通りに御座候段、今日御用番様へ御届書にて指出候、

十二月九日

寅十一月四日辰上刻頃方半刻程之間大地震、巳之刻頃

駿府市中方出火、戌之刻頃鎮火、同町凡三分一程燒亡、

怪我人多分有之由、

駿府御城所々大損、御多門皆潰、同所御詰糶、不殘御堀内江

震落す、

一紺屋町本陣、長屋向共半潰、住居不相成、御用達場皆潰、

一駿府御藏半潰、御米無難、手代居小屋皆潰れ、

一島田宿陣屋半潰、同宿并金谷河原町、半潰れ、即死人凡拾

四五人程、

一蒲原宿、皆潰之上壹町程燒失、

一江尻宿、皆燒失、

一岩淵宿、半潰、三拾間程燒失、怪我人多分有之、往來之者軒

下或は潰候屋根上を通行致候、

一吉原、沼津、三島宿、皆潰、出火有之、

一小田原、無難、

一由比、興津宿、潰家二三軒づゝ、
一箱根宿、無難、本陣皆潰、

右之通に而三島宿邊方上は、往來五六日止り可申、箱根方
江戸迄は潰家不相見、無難往來出來候由、駿府方之飛脚申
聞候、

駿府町其外大地震之趣、先御届書、

當地之儀、今四日辰中刻頃方凡半刻程之間大地震に而、私
在陣屋駿府紺屋町本陣向、所々大損、御用達場は皆潰に候
得共、御證文其外諸書物は、早速取出し無難、手代居小屋
は半潰、又は所々大損多、然る處右地震少々静り候内、已
の刻頃、駿府江川町邊方及出火、西風烈敷、御城最寄紺屋
町、新谷町、院内町、横田町邊、悉致焼亡、尤御内御藏、同御
多門、紺屋町御藏等、何れも潰同様大損所多、御米は無難
に候得共、御多門詰糶は、御堀内へ震落候分も有之候、其
外紺屋町勘定場は皆潰、御藏番居小屋は不殘焼亡、夜五時
頃、漸く鎮火いたし候へ共、地震は今以少々づゝ震止不申
候、右之次第に付、駿府町内は勿論、私支配所駿州宿村々
共、潰家、潰死人、怪我人等、夥敷有之趣に候得共、未だ中
中取調も出來兼申候、

一私支配所駿州、島田宿、遠州榛原郡金谷宿、同河原町之儀

は、同刻辰上刻方大地震に而、金谷宿本町方河原町へ懸、
家並皆潰、島田宿之儀も同様に而、尤兩所に而も潰死人等
數多有之趣に候へ共、是以未だ取調も出來兼候旨、同所詰
手代共方、以急飛脚申越候、
右は大急變之儀に付、先づ不取敢此段御届申上候、委細は
追々取調可申上候、以上、

寅十一月四日

大草太郎左衛門 印

御勘定所

十一月四日四ツ時頃大地震、津波九度程、貳度目大津波に
而、下田町大半流失、三度目に而不殘、山岸通り七八ヶ寺は
浪押參り候迄に而殘る、震動甚敷、山之如く大津波、諸人逃
轉び泣さけぶ聲、其騒ぎ、筆紙に難書取候、六百石積程之船、
下田湊方拾五町程隔山岸北郷村地先田中へ押上候由、
古賀謹一郎、侍一同、旅宿方二三町隔り候山へ被逃候處、伊
澤美作守殿も被參、一所に相成、其夜は本郷村百姓伊左衛門
と申者方へ被參、粥を焚、同人方に而立て許り居候處、供廻
り迄追々逃參り候由、翌五日、則百姓家へ假に被引移候、此
節之旅宿は、

伊澤殿、東傳寺、假役所、

都筑殿、大安寺、

震災豫防調査報告第四十六號

乙

組頭衆、寺々江旅宿、

與力、同心、同斷、

同五日夜五時頃、又候津波、鐘太鼓を鳴し騒候得共、流失跡故、變事も無之、筒井侯、川路侯は、格別之流失も無之、都筑侯は品多流失之由、町方に旅宿被致候御役人方は勿論、山手に而も場所に寄、諸品流失之由、

下田流失家八百五拾六軒、

内貳拾五軒、半潰、拾八軒、無事、

殘八百拾六軒、

人數三千九百七人、

内八拾五人死失、

右之外他々入込候ものは、多分死失いたし候由、

柿崎と申所、貳拾軒潰、

御役人方御家來六人、死失、

下田奉行手附日向五郎兵衛、死失、

筒井家來陸尺壹人、同斷、

日下部友之助殿供四人之内三人、同斷、

菊地大助殿侍一人、同斷、

御救場所海善寺(養カ)に而、粥を被下候事、

御手當、

皆潰江、

半潰江、

死人江、

御役人方江、

金貳百兩、

反物、

金百五十兩、

反物、

金百兩、

反物、

御米貳百五拾俵、

同 貳千五百俵、

御金

夜具

川路侯、筒井侯供人數、飲米等に差支候に付人減、當時六拾

人程相殘、其餘は江戸表へ被相返候由、其外御役人方之供人

貳百人程、

御用掛御役人方人數、御目見以上之分五拾人程、

異船長三十六尋、横八間程、

船印二ツ白地、○圖ハ、略ス、

金三分づゝ、

金貳分づゝ、

錢壹貫文づゝ、

御手當、

下田江廻り高、

同斷之品、未着船不致、

帆柱三本、

今度破損之處々水押入、水車三つ、一つに三十人懸り、壹つは大損候由、三つは皆損候へ共、自滅之儀、致方無之趣、異人共申居候趣に御座候、
乗人數五百人、

大破に付、大材、鐵物頂戴願大造之由、異人共致上陸居候、小船之分、破損修復いたし居候事、

大工鍛冶職之者、乘込居候事、

手替人足貳拾人程、龍吐水貳拾挺、拜借相願候由、

異人江下田々半道程山之出先を拜借被仰付、餘國の船乗來候哉、晝夜見張いたし居候事、

大筒五拾貳挺、筒は一丈位々一丈貳尺迄相見へ候、

内拾貳挺、格別之大筒、

右大筒御預りに而、山之岸へ龜末の小屋掛出來、右之内へ入有之、臺は別に相成居候由、筒先へ蓋をいたし有之、津浪之節目塗いたし有之、津浪之節、異人一人死失、水替車にて足を打候もの壹人、怪我人外六人有之由、

一當月四日朝五ツ半時、大坂大地震驚入申候、終日小さ地震有之候處、同五日晝七ツ時過、又々前日之振合に増候大地震、誠に驚き入、夥敷人の損じも出來、寺社之破損諸所出來申候、右地震仕候跡、雷之如き鳴響聞へ候に付、何事に哉と人皆恐候處、大洪波打來り、木津川口、安治川口、兩所に掛り居候大船、内川江飛入、道頓堀川橋々も五六ヶ所

打落し、大船のへさき、帆ばしら等にて、濱邊家藏皆打碎き、大船いやが上に重り、地震にて船へ逃候者、皆大船の下に成死夥敷、又沖へ獵に出居候船皆碎け、死人夥敷、四(人脱カ)五千人の損じと専ら申候得共、實之處千五六百人の死人と申事に而、内川江飛込候大船、出し可申様無之、皆々くだき取除候事之由、西之宮、尼ヶ崎、大坂とあれ、兵庫は格別荒無之、明石大荒、右所々に而も夥しく人損じ御座候由、大坂々京都は地震輕きよし、乍併御所向御騒ぎ被遊候由、伊賀大地震、段々大坂へ廻り來り候哉と、諸人恐れ居申候、伊勢路大洪波にて大荒、四日市、白子、桑名、尾州宮等荒候由、第一は志摩國稻垣様御城下町々、并御家中町共、大津波に而不殘海へ引込候よし、けしからの事に御座候、異國船參り居り候内、此洪波に候はと、天保山御固の諸家方皆波に引れ、海へ引すり込れ可申、誠にあぶなき事と、藏屋敷方にては恐れ被申候由、右五日以來、毎々日々地震三つ四つづゝ有之、十二日以來は、先地震も治り有之候へ共、何時又震ひ候哉と、人皆恐れ安き心無之候、彌世上人氣惡敷、右地震に而くづれ家餘程有之、夫々出火等御座候て、諸人恐れ申候、
十一日朝四ツ時風強く御座候て、北野松原々壹町許北方

出火有之、大騒ぎ仕候、先早速に静り候へ共、人氣立候て騒々敷、扱々いやなる事許りに御座候、

寅十一月十七日

〔地震日記〕土佐國群書類從所載、

○コノ書ハ、土佐藩士細川盈進、親ク其震災ヲ目撃シ、後昆ヲ戒メントテ、己ガ見聞セル所ヲ、日ゴトニ書記シ、モノナリ、

十一月四日辰ノ下刻地震フ、同夜二度ハ微細ナリ、此日須崎久禮邊ハ甚シクシテ、津波來リシ由、翌日聞ユ、○又東國諸所大ニ震セシ様子、後日書札ヲ見テ知レリ、當地ニテハ常ニ適ク在ノヨリハ強ク、間合餘程長シ、然レドモ田丁又ハ道中杯ニテハ知ラザル人多シトカヤ、昨三日九ツ時、冬至ノ節ニ入、

五日申ノ下刻、地大震初リ、乾ノ方ヨリ鳴動スル音、恰モ暴風ノ山林ニ響ケルニ等ク聞エ、地動揺スルコト大浪ノ如ク、良久クシテ止ム、而シテ又頻ニ震スルコト間隙ナシ、暮ニ至

テモ仍ホ止マズ、酉ノ上刻頃ニ及テ津浪來ル、二淀川ノ潮ハ、高知大火、後ニ聞ケバ幡多郡中村町、同宿毛町モ焚ルト云フ、同夜震コト七十度、寒強ク

霜大ニ降、凡テ震ニ強弱長短アリ、亥ノ刻一度太シ、或ハ鳴動スルアリ、鳴テ搖カヌアリ、震シテ不鳴アリ、不鳴ニ震フノハ稍ク強ク、鳴テ震スルハ弱シ、大抵末ニ至テモ皆斯ノゴトシ、初メ大ニ震シ時地裂ケ、山崩、巖落チ、河水

漲リテ涯上ニ騰ボリ、半ハ減リ、殘ル所ノ水ハ渾濁シテ泥ノ如シ、堤割レ、道破レ、橋墜チ、家藏或潰レ或ハ倒レ、或ハ庇放、凡テ片庇ハ皆落ル、或ハ壁崩、一室モ破傷セザルハナシ、瓦壁崩落セシ時ハ、土埃煙ノ如ク立騰リ、忽屋宅焚ルカト疑ヘリ、建具

障子ハ縦横ニ散亂シテ破裂ケ、器物夥シク毀傷シ、見ルニ苦シキ形體ナリ、幼童女婦ハ震慄シテ啼哭スルコト不止ハ、實ニ凄冷ジク亦懼シキコトナリケリ、斯テ只忙然トシテ皆人家外ニ立集ヒ、驚歎シテ居タリケリ、折柄遙ニ見レバ、高知ノ方ニ當リ火發リ、熾煙雲ニ入ル、夜ニ至レバ火炎天ヲ燎ガシテ赫々タリ、遠ク此地ヲ照スコト免乎トシテ白晝ノ如シ、扱又初更ノ頃、俄カニ諸方大ニ騒動シテ喧シ、何ナル故ゾト尋ヌレバ、大潮ノ來ルトテ、周章轉動シテ山路ノ方へ遯ゲ走ル、其物音遠近ニ聞エ渡リ、暫ノ間鳴リモ謐マラズ、世界騒シキコト言許リナシ、其人々ノ中ニハ、取ル物モ取りアヘズ薄着ニ空腹ノ儘ナレバ、寒餓身ニ迫リ、患苦セシモ多カリシトナン、最ト哀レ、

予今日他適シ、初ノ震ニ遇ヒ、稍止テ急ニ家ニ歸リ、家内ノ上下無事ナルヲ相歡ビ、扱家屋ヲ見合スルニ、所々破損シ、建具座中ニ散亂シケレバ、足ヲ入ルルニ所ナシ、且又震フコト繁ケレバ、舍外ニ席ヲ設ケ、終夜寒霜ニフレテ苦シメルコト、言フニ絶エタリ、

六日、震フコト四十五度、晝ハ温ニシテ夜ハ寒シ、寒暖モ甚超十日過マデ同ジ、晝二十一度、午時一度強シ、夜二十四度、亥ノ刻太ダ長シ、

今朝ニ至テ何ノコトモ無リケレバ、前夜山邊ニ行ケル人、皆家路ニ歸リ、暫シノ間少シ賑ハシカリキ、良アツテ又潮來ルゾト流言スル者アリテ、諸人大ニ恐怖シ周章シテ、又

山阿ニ逃グ走ルコト前ノ如シ、此ヨリ妄説頻ニシテ、老幼婦女ハ言ニ及バズ、淺智ノ輩大ニ迷ヒ、晝夜震慄シテ山ニ倚ルコト數日ナリ、扱壯夫迎モ恐レザルニハアラネドモ、

道ガ家財モ惜マレテ、家主一人廬外ニ留守居シ、蕤曳纏ヒテ風寒ヲ凌ギ、薦覆ヒテ霜露ヲ防禦シ、徒然トシテ護リ居ルナレバ、人曾テ往來スル無ク、且ツ日ノ光モ自ラ朦朧

タル氣色ニ見エ、唯寂寥タル形様ハ、所謂筥ニ寢ネ塊ヲ枕トセシ諒闇ノ昔モ、カクナン憶ル、如斯コト五六日ナリ、予今日始障子カラカミ等取除ケミレバ、壁扇墜シ棚落チ、塵埃座中ニ滿布シテ、煤拂ノ期ニ彷彿タリ、器物破レ碎ケタルヲ拾ヒ捨テ、荒掃除シ、出テ隣里ヲ訪フ、夜ハ外ニ宿ス、

七日、震スルコト五十三度、晝暖夜寒シ、晝二十四度、四ツ時太ダ長シ、夜二十七度、八ツ時太

初メ震ヒシ時、混淆タル河水、漸クニ今日ニ至リテ清澄タリ、予今朝家ニ入、掃除シテ神ヲ祭り、老若皆初メテ爐ニ倚リテ飲食ス、夜ハ門外ニ隣家俱ニ寄集リ、屏風ナド建廻シ宿ス、

八日震フコト四十一度、晝暖ナリ、震勢漸ニ弱小ナリ、晝十六度強シ、夜二十五度以上

最初ノ夜、津浪來ル迎諸方ニ遯去セシコトヲ聞傳フルニ、近郷ノミナラズ、遠ク山分ニ至リテモ、皆高峯ニ逃ゲ登リシトカヤ、鎌井田、片岡、佐川、黒岩、横島邊迄、是レ其初メハ海邊ニテ潮來ルヲ見テ云ヘルコトノ傳ヘ繼テ聞ヤ、其儘何ノ辨ヘモナク周

章騷動セル者ナリ、後ニ覺悟シ臍ヲカミシトカヤ、此レ所謂一犬其形ヲ吼レバ、萬犬其聲ヲ吼ルノ喩ヘニ等シク思ヒアヘリ、

片岡、佐川邊ハ七日、新別、柳野邊ハ八日騷動セシ由、柳野村尾川渠云ヘリ、予今日始メテ沐浴シ、産土ノ社ニ詣デ、今度ノ除災ノ慰ヲ賽シ、次ニ、菩提寺ニ參リ、先祖ノ靈ニ無難ノ由ヲ告シ、夫ヨリ墓所ニ行ク、石碑過半倒レ、其外モ皆傾キ偏リケルヲ、悉ク安置シ、禮畢リテ下山ス、今夜ヨリ家内ニ宿ス、

九日、震フコト四十四度、晝温ナリ、晝十五度、夜二十九度、九ツ時、八ツ時ニ二度稍強ク長シ、統テ前夜ヨリハユ

扱モ今度ノ時變ニ乗ジ、強竊大ニ發ル、爲之ニ急ニ公儀ヨリ嚴令ヲ下シ、禁戒ノ檄札、四門ニ建ツ、且又壯士ニ仰セテ賊徒ヲ警固セシム、即靜謐ナリケレバ、四民上ノ明政ヲ仰ギ悦ブ、高札ノ文ニ云ク、此時節ヲ窺ヒ、盜業ナド仕候者ハ、不抱貴賤、召捕勝手次第、尤手向ヒ等ニ及ビ候時ハ、討チ捨タリトモ不苦事、又若侍、十餘人ヲ盜賊方トシテ、城市ヲ警衛ナサシム、或人ノ曰、此應變ノ權令ニシテ、且ツ妙策ナリトゾ、

十日、震フコト二十九度、晝十八度、朝一度少シ太シ、夜十一度、一度長ク強シ、晝四ツ時ヨリ西風吹ク、震少シ減ズ、箇様ノ時節ニハ火用心第一、且又盜賊徘徊スレバ、警衛旁ニ迎、所々ニ番小屋ヲ建テ、家毎ニ交代シテ相守ル、地下役人廻番嚴重ナリ、

十一日、震フコト十七度、是ヨリ西風續テ吹、寒募ル、晝七度、夜十度、頃日初テ衆人住所ニ歸ル、然レドモ家ニハ住マズ、舍傍ニ小屋造リシ、臥起スルコト日久シ、遠近共ニ同ジ、公儀ヨ

震災豫防調査報告第四十六號

乙

リ又禁令ヲ出サル、

米穀暨諸色直段、諸職人并日雇等代錢、過分ニ相成ラヌ

趣、御觸ホシアリ、國民悅服ス、

十二日、震コト十五度、朝ノ間ニ七度、夜八度、

十三日、震コト五度、晝九ツ半頃ト、夜九ツ時ト二度強ク長シ、

十四日、震コト前ノ如シ、此日安説ニ火降ナド云テ、村中大騒ギ、又高岡邊リニテハ、十五日大ユレ杯云テサワガシト

カヤ、諸方流言サマクナリ、

十五日、少シ震、今日八幡宮氏子中、臨時ニ祭禮シ、猶鳥災ノ祈願アリ、

十六日、少シ震雪大ニ降り、後西風頻リニ吹、朝ヨリ曇リ、四ツ時ヨリ雪降り、積ムコト甚速カニシテ、頃刻ニ山野ニ滿布シ、深山ヨリ海邊迄不發白妙ニナル、積ムコト六寸餘、晚ニ雨トナリ、又西風吹ク、此雪ノコト後ニ聞ケバ、上八川杯ハ一丈餘積ム、珍ラシキコトナリシトゾ、

十七日、少シ震ス、朝雪少シク降、西風烈シク吹、今朝八ツ時一

ル、潮少シ増ト云リ、雪ハ微ナリ、

十八日、震コト十一度、晝六度、夜五度、晝一度少強シ、今朝七ツ時、小寒節ニ入ル、

十九日、震コト八度、温ナリ、晝五度、夜三度、

二十日、震コト九度、晝二度、夜七度、

二十一日、震コト八度、晝三度、夜五度、

二十二日、震フ、温ナリ、

二十三日、微シ震、暖ナリ、

二十四日、上ニ同ジ、晚景ヨリ曇、浪大ニ鳴、夜九ツ時東風吹、大雨、

二十五日、少シ震、風雨雷電甚シ、晝五度、夜三度、晚方浪太ク潮高クナル、八月七日ヨリ今迄大雨ナシ、旱故地太ダ乾ク、

二十六日、微シ震、晝ヨリ西風大ニ吹、

二十七日、震、同上雪降、後西風烈、

今度雨雪ニ値フテ後、衆人皆以爲ラク、震何ヲ限トモ知

レズ、又雨雪風寒ヲ凌グニ便リ惡シキ迎、更ニ小屋造リヲ

堅固ニ修理シ、當時假リニ住居ノ結構ト成リヌルコト專

ナリ、斯テ富有ノ家柄迎モ、僅ナル一間ノ己家ナレバ、資

具置ニ所ナケレバ、朝夕ノ調度モ揃ハズ、竈モ一ツニテ萬

ヅ事足ラシ、適來客アルニモ、精食菜羹ノ設ケ出來ネバ、

馳走スル造作モナク、唯質素ナルモ反テ氣輕シトテ、不自

由ナルヲ憂ヘトセズ、茶飯ニ香ノ物、味噌ヲ嘗テ酒ヲ飲ミ、

醉テ寢ルニモ安樂ト、手枕ノ高斟ハ、傳ヘ聞ク古ヘノ賢人

ガ、疎食曲肱陋巷ノ在樂ニモ彷彿タル風情ニ劣リハセジ

ト、談笑セシナドアリ、

以前十六日ノ雨雪ニ地少シ濕ルトイヘドモ、素ヨリ八月

中旬ヨリ乾ケル土ナレバ、翌日速ニ燥ケルコト故トノ如

シ、今度ノ雨太シクシテ一度ニ滋潤スルトモ、以前ヨリ旱

續キケル故ニ、早ク乾燥シ、田畠ノ植物乾涸シ、井戸ノ水

モ益干竭クナリ、

二十七日、震ス、朝雪フリ積ム、晝ヨリ西風強ク吹、
二十八日、震同、風同ジ、

二十九日、上ニ同ジ、當月小ニテ盡ク、

十二月朔日、少ク震ス、朝五ツ時六歩、
土用ニ入ル、

二日、震コト晝夜五度、晝ヨリ小雪降、
晚ニ至リ止ム、

三日、震上ニ同ジ、夜四ツ時ニ強キコト一度、今日、大寒ノ
節ニ入ル、

四日、微震ス、

五日、上ニ同ジ、晝二度、
夜一度、

六日、稍震、晝夜トモ
五度、

七日、上ニ同ジ、

八日、九日、前ニ同ジ、

十日、少ク震、晝九ツ時一度太シ、前ノ
三日ノ夜ヨリハ強シ、

十一日、少シ震、今日稍暖ナリ、震スルコ
ト五度、

十二日、震度數増、晝頃ヨリ北風吹、晝ノ内ニ
度強シ、

十三日、震、温ナリ、晝ハ鳴マデニテ、夜更
テ後頻リニユレル、

十四日、震強キアリ、朝曇ル、晚ニ霽フル、丑ノ刻一度
太トシ、

此十一日迄ハ漸次ニ減リシ處、十二日ヨリ復タ度繁ク震
フ、且強シ、

十五日、少ク震、晝晴レ、夜半ヨリ少シ雪フル、西風吹ク、

十六日、震上ニ同ジ、小雪フル、西風吹ク、晝九ツ時度々ユレ、
夜分ニモ少々、

十七日、震夜ニ至リ繁シ、終日凍リ解ケズ、西風大ニ吹、

○今夜追儼ス、風日没リ頃ニ止テ、震シグク、鳴動嚴シク聞
ユ、且ツ強クユレル、

○此頃ニ至リ、潮本ニ歸ルト云、大抵一時ノ日數ニ當レリ、

十八日、震大ナリ、晝温ナリ、晝七ツ時、立春ノ節ニ入ル、

今曉七ツ時一度大ニ震、即時火玉南ヨリ北ニ飛ブ、

此ユレ、五日以來ノ内ニテハ大ナリ、其故ハ近所ノ觀音堂、初大震ノ時、一尺
餘後トヘヨリ、其礎ニ引目付ケテ試ルコト、是迄遠ハザリシガ、今度復一寸餘
後トヘシサル、

十九日、少シ震ス、晝暖ナリ、晝一度、
夜四度、

二十日、震フコト夜強シ、晝温ナリ、今夜潮江村大火アリ、晝
少、夜四ツ半頃ヨリ度々ユレル、夜半頃雷鳴ノ如キ音頻ニ聞エ大ニ震フ、繼テ鳴
動スルコト、大砲ヲ連發スルニ等シ、西風大ニ吹出シ、震止ル、此時潮江出火ニ

テ、風烈キ故、頃刻ノ間ニ家百四十五軒、網練員三百餘焼亡ス、馬壹疋燒死ス、
○前夜ヨリ今夜トモ本御藏ヨリ始メ諸方ノ鷄、宵鳴夥シカリシト、此を表ニヤ、

二十一日、少シ震、朝微シ雪フル、午時ヨリ西風烈ク吹、家屋
ヲ動搖セシメ、大ニ砂石ヲ飛バス、寒強シ、

○統テ先月十七日ヨリ寒冷嚴シク行ハル、コト、爰ニ至ル
マデ四十日、此間寒キコト常ニ倍セリ、

一人ノ話ニ、此三十餘年以前寒強ク、波介川氷リ閉テ船行カザリシトナリ、當
年復氷ノ爲メニ船止ルト云、寔ニ稀ナル寒サナリ、

二十二日、微シ震フ、暖ナリ、晝一度、大抵初ヨリ今日程鮮キ
ハナシ、

夜三度、

二十三日、上ニ同ジ、晝頃ヨリ夜中曇ル、晝一度、夜二度、

二十四日、震フ、朝ノ間震ミ、夜四ツ時度々、

二十五日、少シ震フ、温ナリ、

二十六日、少シ震ス、暖ナリ、高岡火アリ、野田ニテ居家ニ軒焚、

二十七日、震上ニ同ジ、夜西畑村大火、夜四ツ時、本宅十八軒、火本西畑村友平遺家ノ控仁ノ村間人

龜吉借宅ヨリ出火、此龜吉コト、去十月二十三日、仁ノ村大火ニテ居家四十五軒焼亡ス、此時類焼シ居宅ヲ失フ、依テ借宅シ、僅六十日間ニ再ビ焼亡ス、

二十八日、微シ震、西風吹、晝二度、夜一度、

○統テ諸方年貢上納等遲滞シケレバ、此節迄諸御役所、晝夜

トモ相勤メサセラル、由ナリ、當年二十日限、御貢物ハ廿日限り

ノ處、當年斯ノ如クナリ、

二十九日、少シ震、晝鳴ルコト度々、晝一度、夜五度、赤岡浦ニ異國船漂流シ來

ル、江南ノ商船ニテ、十一月十四日出帆セシ由、彼國ニテモ十一月四日、五日兩日トモ、大震ノ由、筆話セシト云フ、

大晦日、辰ノ刻大ニ震フ、繼テ鳴動スルコト頻浪ノ如クニシ

テ、一時許ハ間隙モナシ、又連震スルコト晝夜トモニ百度許

ナラン、

今朝ノ震ハ最初ノ大震ニ似テ、間合短キアリ、故ニ大ニ破壊セズ、河水薄ク濁

リ、半時許ニシテ清メリ、前五日ノ震ニハ、水ノ泥ノ如ク混濁シ、三日ニシテ

澄メリ、コレ迄ニ再三強キモアリシカド、川縁三尺カ五尺カ濁レリ、扱破損

セル家モ所々ニアリ、又今度モ近處觀音堂、一寸餘リ後へ寄ルナリ、此等ニテ

大抵考合スベシ、潮モ増シタル由、後ニ聞、扱モ今朝ハ諸人歳暮ノ調度ナンド營ミ居ケル處ニ、忽大

ニ震ヒケレバ、只忙レ果、男女寄り集ヒテ事ヲ爲スモノ一

人モナシ、商人掛乞共、急デ在々所々へ逃ゲ歸リ、暫クノ

間ハ往來スル人モナカリシガ、流石年ノ終リナレバ、斯テ

止ミナンモ本意ナク思ハレ、漸ト注連曳渡シ門松建テ、飾

物モ粗調ヘテ、除夜ノ儀式行ヒケルモ、萬ヅ疎忽ナリケ

ル事ドモナリ、此日高知ニテハ毀傷セシ人モアリシト聞ク、扱新川町ニ

船ニ乗ルモアリ、小屋ニ居ルモアリテ、商ヒスルハ鮮ナシ、飾リ物モ持來ル人

鮮ナケレバ、門松建テ又家モ多カリシト、又夜ル逆モ爾來ニ異ナリ、往來ノ火モ鮮ナク、實ニ靜カナル有様ニテ、節季ノ勘定モ大體ハ延引セリ、

安政二乙卯歳、去年十一月、年號改元、十二月五日、關東ヨリ御觸出ル、

正月元旦、朝晴天ナリ、歳首ノ慶賀、各嘉例ヲ以テス、萬福

疆リナシ、年改リ月易レドモ、震フコト止マズ、晝夜計ル

ニ數十度也、戌ノ刻ニ一度、稍強キアリ、午時ヨリ西風太ダ吹き、埃砂ヲ飛

バス、更ニ寒シ、未ノ刻微シ雪フル、○諺ニ曰、雪ハ豊年

ノ奇瑞トヤ樂シ、

二日、震、風寒雪借ニ前ノ如シ、雪ハ兩日トモ地ニ積ム程ハ降ラズ、北地村大火、

予今日氏神ノ社ニ參ルニ、詣ル人甚罕ナリ、就テ八年賀ノ禮者トテモナク、誠ニ常ニ異ナリシ事ノ有様ナリ、○北地者荷谷ニテ、本宅十四軒焼失ス、

三日、震ノ度数減ル、少ク暖カナリ、○晝九ツ時、雨水ノ節ニ入、

四日、少ク震、數半ハ減ズ、黎明ニ霖シテ降、一人靈ルト云、後晴ル、

今朝七ツ頃微シ雨フル、○仁ノ村濱田氏小屋ノ覆ニ唐紙ヲシケルガ、雨乾ケルヲ見ルニ恰モ泥水ヲ散ラセシ痕ノ如シト、然レバ此レ土雨ナラント云

五日、少シク震フ、終日西風烈シクシテ、屋ヲ搖カシ枝ヲナラス、間斷ナシ、夜ニ至リ止ム、

六日、震同前、朝寒ク晝ヨリ少シ温カナリ、夜半二度ツヨクユレル、

七日、震晝繁ク夜微シ、少シ曇ル、大抵十度餘リユレル、

八日、震、晝七度、夜三度、朝ヨリ雨降、暮頃ヨリ大ニ降、夜半ニ止ム、

九日、震、晝五度、夜十五度、西風吹、寒カラズ、

十日、震、朝少シク三度、晚ヨリ夜半迄度シダク、且強キアリ、暖カナリ、午時ヨリ西風吹、

十一日、震、朝三度、夜五度、風雨甚シ、雷初テ鳴、朝少シ鳴リ、晚ニ又少シ鳴テ雨止ム、西風吹テ晴トナル、

終日大雨フリテ、東風強ク吹、○是ヨリ井泉本ニ復ス、○御馭初無シ、年柄ニ付、兼日ヨリ御延引、

△去年季秋ヨリ早風連續シ、田圃太ダ乾燥シテ植物稿萎セシガ、以前八日雨降リテヨリ、始メテ地滋メリケルガ、今度ノ大雨ニ愈濕メリ透リ、植物悖然トシテ潤茂シ、亦井水漸ク出シテ方ニ本ニ復ス、

十二日、震、朝微細三度、夜五度、ニツ強長、西風大ニ吹屋ヲ鳴ラス、晚微雪フリ、大ニ凍ル、

十三日、震小、大ニ寒ク終日凍リ解ケズ、微シ雪フリ、西風

吹、

十四日、震微ナリ、朝雪フル、寒シ凍ル、

十五日、震十餘度、温カナリ、○是ヨリ下寒ヲ記スノ外ハ、温ト知ルベシ、

十六日、少シ震、

十七日、微シ震、晝三度、夜三度、少シ曇、

十八日、數々震、且強鳴動度々アリ、雨微シフル、此日雨降ント欲シテ降ラズ、午未ノ刻度々強ク、亥ノ刻ニ一度長キアリ、其外度々、右三時ノ餘ニハ震ハズ、○朝四ツ時、啓蟄ノ節ニ入ル、

十九日、少シ震フ、晝三度、夜二度、曇ル、

二十日、數々震フ、雨降、鳴動度々、夜二更ノ頃、風雹雷電夥シ、

二十一日、震十餘度、

二十二日、上ニ同ジ、

二十三日、上ニ同ジ、

二十四日、微震、晝二度、夜一度、雨フル、

二十五日、微震、晝三度、夜一度、鳴動アリ、雨フル、

二十六日、微震雨フル、晝ヨリ晴ル、晝一度、晝ヨリ晚マデ野鳴數度アリ、

香美郡岸本浦飛鳥大明神の社地なる懲毖のいしぶみ、川原とおなじき自然の大石へ、表より裏まで彫り廻す、

懲毖、○碑ノ圖アリ、
今略シヌ、

諺に由斷大敵とは、深意のあることにて、假初におもふべ

(四日脱カ)

からず、安政元寅年十一月の事なりき、朝五時頃、常に覺へぬ程の地震して、岸本の浦鹽のさし引十間餘の違あり、又手結の湊内も干揚りて鰻をうる夥し、同日兩度小震す、しかはあれどさばかり驚く人もあざざりしを、翌五日八ツ過大に震動すること二度、七時過大雷鳴の如きごころ響くとひとしく大地震す、こはいかにと衆人驚く程こそあれ、家藏高塀器物の崩れ破る音、さらにいふ許なし、逃んとすれども目くるめきて自由ならず、ほうく家を出けるに、津波打來りて、當地は徳善町より北の田中、赤岡は西濱並松の本、吉原は庄屋の門までに及び、又川尻の波は赤岡神輿休のほとりまでにいたり、古川堤、夜須堤も押切られて、夜須の町屋など過半流失す、かくて人々は老を扶け幼を携へ泣叫びつゝ、王子、須留田、又は平井、大龍寺の山へと逃登りて命助かりぬ、此時國中の官舎民屋多く轉倒し、就中、高智下町、幡多、中村ともに失火ありて、一圓燒亡し、凡て怪我横死何百人といふ事なし、幸甚

なるかな、此地は神祇の加護によりて、一人の怪我もなく、彼山々に己家をかまへ、日を経るに隨ひて震もいさゝか穩に成りしかば、惠ある大御代の忝を悦つゝ、皆己が家に歸りきぬ、抑寶永四年の大變は、今を距こと百四十八年になりぬれば、又かゝる年數には必變事の出こんなごいふ人もありぬめと、世變はいつあらん事豫めしりがたし、されど常に兎あらん時は角と用心せば、今其變にあひても狼狽せざるべし、寶永の變を昔ばなしの如くおもひて、既に油斷の大敵にあひぬ、さるによりて後世の人々、今の變事を又昔咄の如く思ひて、油斷の患なからしめんがため、このよしをほゞりて、此社と共に動きなく萬歳の後に傳へんとふるひおこしたるは、里人が誠心のめでたき限りにぞありける、千規 たまく高見の官舎に祇役して、俱に彼の變事に逢たれば、其よし書てよと人々の乞ふにまかせて、かくは記し侍ぬ、穴賢、

徳永千規 誌

安政五年戊午季秋穀旦

前田有稔 書

澤村虎次 刻

次に、

施主二十三人の名を印、建之とは大字に彫りあり、こは元

治元甲子九月十七日、山崎春成が寫し來れるをもて、こゝに記しぬ、この外國中地震のことにつきて、石ふみを立たるは、

高岡郡、須崎の東の入口、

同 郡、宇佐坂の麓、

吾川郡、浦戸、

長岡郡、里改田金毘羅の社地の石の玉垣、

〔三災録〕上 土佐國群書類從所載、

君上御届書二通、

私領國此度稀成地震高潮に而、城下郷浦共破損、燒失等夥敷、
忽國民産業を失ひ、殊に死人怪我人不少、且方今肝要流防之(海カ)
器械流失も有之趣、深心痛仕候、然に御暇之儀者重き御規定も有之、不容易儀には御座候得共、國中急難不得止、早々御暇被仰付度奉内願候、

寅十一月

御稱號○松平土佐守

一天守壁破、

一矢倉九ヶ所、大破、

一多門三ヶ所、大破、

一城内門拾貳ヶ所、破損、

一右同役家并諸番所共三拾貳ヶ所、破損、

一右同土藏五拾壹ヶ所、破損、

一右同塀三拾六ヶ所、大破、

一旅屋舗三ヶ所、破損、

一土居屋舗三ヶ所、大破、

一役家貳百拾四軒、

拾軒、

貳拾軒、

五拾貳軒、

百三拾貳軒、

一船倉拾壹軒、潰、

一厩貳ヶ所、

壹ヶ所、

壹ヶ所、

一高札場拾貳ヶ所、

拾壹ヶ所、

壹ヶ所、

一侍屋敷參百五拾九ヶ所、

拾壹ヶ所、

九拾壹ヶ所、

貳百五拾四ヶ所、

燒失、

流家、

潰家、

半潰、

流失、

潰家、

流失、

破損、

燒失、

潰家、

半潰、

一市郷家數壹萬七千四百六拾九軒、

貳千四百六拾軒、

三千百八拾貳軒、

貳千九百三拾九軒、

八千八百八拾八軒、

一土藏納屋共三千九百六拾軒、

八百五軒、

五百八拾八軒、

千六百八拾七軒、

八百八拾軒、

一亡所四ヶ村、

一田地貳萬千五百三拾石九斗餘、

壹萬四千百貳拾壹石三斗餘、

七千四百九石五斗餘、

一神社四拾六社、

五社、

六社、

拾壹社、

貳拾四社、

一諸堂百三拾壹宇、

燒失、

流失、

潰家、

半潰、

燒失、

流失、

潰家、

半潰、

損田、

汐場、

燒失、

流失、

潰、

半潰、

四宇、

九宇、

貳拾七宇、

九拾七宇、

一寺院貳拾八ヶ寺、

六ヶ寺、

壹ヶ寺、

七ヶ寺、

拾四ヶ寺、

一土堤五萬三千五拾貳間、

一往還九千二百二拾七間、

一橋六拾五ヶ所、

六ヶ所、

三拾貳ヶ所、

貳拾七ヶ所、

一井流三拾八ヶ所、

貳拾七ヶ所、

拾壹ヶ所、

一湊七ヶ所、

一炮藥室三ヶ所、

燒失、

流失、

潰、

半潰、

燒失、

流失、

潰、

半潰、

破損、

破損、

破損、

燒失、

流失、

破損、

流失、

破損、

破損、

破損、

- 貳ヶ所、潰、
- 壹ヶ所、損、
- 一大砲拾五挺、流失、
- 一船七百七拾六艘、
- 四艘、(燒カ)流失、
- 七百貳拾壹艘、流失、
- 五拾壹艘、破損、
- 一引網三百七拾七張、流失、
- 一筥四ヶ所、流失、
- 一糶貳千九拾四石八斗餘、流失、
- 千六百八拾四石八斗餘、
- 四百拾石、濡米、
- 一米壹萬七千五百八拾九石餘、
- 壹萬四千七百七拾八石餘、燒失、
- 貳千壹石餘、流失、
- 八百拾石、濡米、
- 一雜穀參千六百三拾九石餘、燒失共、
- 一鯉節拾五萬餘、流失共、
- 一菜種貳百六拾六石八斗、燒失、
- 一燈油貳百挺、燒失、

- 一甘蔗貳萬貳千貫目、流失、
 - 一甘蔗車貳挺、流失、
 - 一蜂蜜千貫目、燒失、
 - 一怪我人百八拾人、
 - 男七十三人、
 - 女百七人、
 - 一死人三百七拾二人、
 - 男九拾六人、
 - 女二百七拾六人、
 - 一死牛馬三拾八疋、
 - 牛五疋、
 - 馬三拾三疋、
- 右者、先達而御届仕候通、猶又國內取調、前書之通申出候に付、此段御届仕候、以上、
- 十二月 御稱號
- 本書に云、安政元寅年十二月廿六日、松平和泉守様御差出と有、
實謹で云、右御届書に侍屋敷參百五拾九ヶ所、内十二ヶ所燒失と有、當御郭
は火災なくして、宿毛は都合家數百五十八軒燒失しつれば、此家中の御事
ならんか、
- 君上御書付貳通、

先日國元大震に付、此儘因循致居候はゞ、國家累卵之危に可至、因而御暇之儀願出候故、歸國之上屹度可致省略、乍去方今天下之形勢、文武を以士氣を致培養候儀、一日も廢しがた_く、然ば手許はじめ冗費を省、いづれも非常之覺悟肝要に存候、以上、

十一月廿六日

昨年之天變、寶永以來之事、國許者別而海溢之災甚敷、當時海防を初、諸事物入之折柄、又々莫太之費用相重り、當惑之至に候、因て當年より年限相立、嚴略致し候、災禍之至候は、所謂天數に而可有候得共、我等を初、孰れも天譴と相心得、屹度令憤發、萬一之節不覺悟無之様、轉禍爲福之深慮、肝要に候_{乍恐下略}、

谷脇茂實日記に云、

一嘉永七年甲寅_{十二月廿二日、安政と御改元、中略、}

同十一月四日、

一同日辰の下一刻、稀なる地震す、尤家々の傷とはならず、土藏壁など少々割たり、然ども沖間狂ひしと見えて、朝五ツ六分の満潮なるが、引返しと成らず、早瀬となりて押入、間もなくして引歟と見れば又押入、八ツ時迄の中、三度の

差引有て不安心にありし、_{中略}同夜も少震二度許有之候、

實云、近年稀成地震なれ共、さしたる事はなし、長震也、又潮の早き事、高倉になりて差引有之と也、同夜月色の赤き事紅の如しと、心付たる人の話也、此書の追加に出せる地震考中に、日朝夕如血、月亦同とあるを併せおもふべし、

同五日、

一今朝は寶永度の大變筆記に見えしごとく、一天晴渡、聊も雲なきにより心元なくおもひしが、晝頃となりては潮行おだやかに見えて、少しは安氣に移りしが、七ツ時過となりて、ためしもなく大地震、前後おぼへず、家々將棊倒となる、貴賤逃行、人々親子ちりぐ、間もなくして町々方出火、尤下市中許也、又津浪と見えて潮押入、潮江下地、濃人町、新町、下知は海と成、且潰家に打れ、或は焼死も數十人ありと聞る、親は子を叫び、子は親を尋ね、其叫聲夥し、其聲を聞て胸迫り命を削るごとく、寒夜の船中、老體難凌譯なれ共、寒きともおもはず、恐ながら

上々様方は何方歟 御立退被遊し御事にや、拜承仕度奉存候へども、只奉存上許也、夜中も數度震あれども、ころもまごひ、度數は覺へざる也、此日は、上野川原に荒神祭りの相撲有、見物に行し人は無難にて家に歸りし也、

實云、予は親子共相撲場に在て、此災害を免たり、扱地震は震動の如し、西

か鳴來りて東へ震ひ渡りし也、仔細は土藏などの潰れし土煙にや、空に立
 登り雲歟と見ゆる物、だんく立續、吸江渡し場邊迄棚引しを、川原に而正
 敷見たる也、夜中の震輕重八十三度有之といへども、實否ハ知られず、弘
 列筆記し寶永地震の日は極暑のこととされども、此度は寒暖の記事な
 し、高潮の事も火災の事も、下に出せる其部を見るべし、此夜も月色同前
 に有しとなり、

同六日、

一今日とても彌増大火と成、地震も度々あれども、輕重は覺
 えず、潮も猶又高し、新町下知家々座^(にカ)上し入、家中は北の
 御會所東角邊までも押入、諸御士中にも、最寄々々の山々
 へ逃行もあり、兎角津浪打入て、下町分は猶更大騒にて、
 御城内江も逃行く方々も有て、一夜を明されしよし也、播
 摩屋橋歟、新町へわたる橋歟燒落て、逃行人々難儀せしと
 聞、ほどなく津浪打入來ると云、世界も今限り歟とおもふ
 許也、

寶云、下地新町潮入しは、昨日にあらず、今日八ッ時過、下知北の丸堤切れ、
 夫々押入し也、尤數十日の後、堤御普請ありしか不入、新町も東足輕町は
 又後の築立にや、いと低ければ、座上か一尺餘も潮入し也、予が家は庭前
 或は床の下まで入來りて、座上は恙なかりし、尤潮に差引ありて、潮し時
 は外輪船にて往來せし也、地震も輕重數十度あれども、數ふるいとまあら
 ず、萬變記に元祿十一年の大火燒失の條に、東は濃人町、新町、下の築屋敷
 と有は、古の足輕町の事ならん歟とおもはる、又此度の橋燒失は、播摩屋
 橋、幡多倉橋、菜園場橋、材木町橋貳ヶ所、新市町橋、六ヶ所なり、

同日、

一乍恐 上々様方御立除荒々拜承仕候御趣は、
 (退)

少將様、若殿様には御櫻山江、丑之助御別莊、大隅様には
 北島村靜林寺江、雅五郎様には昨日御子様方御同伴に而、
 相撲場へ御出被遊、御歸座候而南の御馬場へ御幕園被仰
 付候而被遊御座候趣、大學様には西大門南留杉弘小路江
 御幕園にて御出被遊候哉、登五郎様には 少將様 御側
 江御出被遊候趣、鑽三郎様には御門前弘小路へ御幕園に
 而御出被遊、外御幼年の御方々様には、御城内御射場邊等
 へ御立退被遊御旨、粗拜承仕候、尤
 若殿様、鑽三郎様にも、昨日相撲場江御出被遊候御趣をも
 拜承仕候也、誠に 上々様方被遊御揃、御機嫌宜被遊御
 座、末々まで乍恐恐悦なる御事也、

寶云、大學様には右御以來、御屋敷掛り弘小路へ假御殿御建立に而被遊御
 座、夫々御役場等も備り、御役人中初以下等迄も、此御殿へ出勤仕る也、今
 六月御殿御修覆御成就にて、御歸座被遊し也、外御方々様にも、假御殿夫
 夫御作事もありて御引移り被遊しなれども、御屋敷内の御事にて、奉記事
 も叶はざる也、 太守様には、御假御殿は御城内南の御庭へ新御作事御成
 就にて、今一月十四日御着城之節、追手御門へ御腕門通 御入座被遊、已
 來二ノ丸に而被爲請御禮等は、萬端右御殿に而被爲請、其節より外輪警固
 として、佐川屋敷長屋の西に、辻御番所新に御建立に而、御足輕勤番する
 也、儒臣宮池氏、寶永大變日記中に、寶永五年正月元日地震、今に時々有
 之、大潮同前、於御屋敷御禮受被遊、此後御屋敷に被成御座、舊冬へ御城御
 下り被成、御屋敷に御入也と有、是御舊例也、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

同七日、

一今日火災は鎮るなれども、燒跡消人もなくして大火事のごとし、震も小ゆり共度々有、潮も高く、新町下地はいふに不及、予が宅とても板敷近く押入也、今日雨天と成、同様八ツ時迄降る、風も添、船中難儀せし也、五日、六日の津浪は、浦戸山に而防げるとの風説也、

實云、津浪を浦戸山支て、湊へ不入といへども、餘波高く押入、先浦戸御分一家を押流し、裏の岸に千歳の古松、大木の櫻木有しが、根こけして狭島の淵に沈むとぞ、又桂濱は一軒も不殘押流し、川原と成、漸男女山に登り、流死は壹人のみ也、夫々藻洲湯に押込、是又亡所と成、浦戸御殿は異條なしといへども、潮は山迄、岸なる家は座上を五尺上る、高知地潮を三尺四五寸高し、

同八日、

一地震晝夜とも小ゆり度々有、潮も座上近く押入、燒跡とても未大火事のごとく、今日頃は死人の有無追々に聞ゆ、潰れ家に打れし迄にてもなし、燒失も有、又行衛しれぬも有よしにて、諸所を尋ぬる人数十人、不便至極なる事共也、

實云、震の輕重并度數、記に不違ず、行衛しれざるものも數多ありと聞ゆ、勿論灰と成ぬらん、誠に不便なる事也、

同九日、

一地震晝夜とも六七度、潮とても同斷屋敷内へ押入、七軒(小)町は船に乗る、燒跡未大火事のごとし、己家住居は夜之行

(にカ)
燈子及ばず明り渡る也、予は昨八日迄船中暮しけるが、老體寒夜凌かねて、今日は堤の上に狭き己家掛して一同移也、
略、

實云、地震大小數十度有、六七度と有は船中にての大震許ならん、小震は船中にてはしれざるよし也、扱又此頃は山野へ逃れたるも、追々宅地に歸り、己家を打て居る也、公儀からは、天神の馬場、種崎町弘小路、長五十間にもあまれる己家爲御打、貧民をえ入れ、勿論役人日々焚出し而、粥を壹人づゝ被遣、家中よりも奇特成者は、米錢等被下、又市中に有徳の者かも、おもひくく施物色々贈りし也、扱己家掛、家中は庭前或は島等に打上、市中は本町升形敷の中、同四町五町は町の真中家敷掛りへ、打築屋敷は前の島、新地、中須賀、福井、江ノ口、潮江も同斷、井口は東の島、小高坂は宮の前近邊、大根島、又北奉公人町は東川岸端升形弘小路等、己家軒を並べたり、下町は家中境堤松の下、唐人町堤、總て潮入來る土地は、最寄の所へ高床の己家を作る、予も數十日屋敷内へ堀建の己家を打、家内一同膝を入れて、世の奢侈を後悔したる事也、此艱苦忘るまじと記し置也、返々も新町は土地柄にして災害多かればとて、今度は山に郷に轉居する人々數々あれども、予が宅地は、寛永の開基を設住初げん、寶永の變にも祖先永住し來れる礎なれば、いかに濕地なればとて、覺悟次第には努々動く事は有まじき事也、日記抄出は、右九日限にて下略し、度數もあらまし左に寫し入ぬ、

一去冬十一月四日方地震度數の覺を、鷹匠町水門の御番人喜久助七十が記せし物を見しに、日々夜々大震中震小震を分ちて委敷ものして、實に繁なるもの也、又月々の末には、其員數を縮たれば、夫のみを取て左に出す、

一去十一月分、合貳百四十七度、メ大七度、中四十四、小九
十六、

一同十二月分、合九拾六度、メ大三、中貳拾、小七十
三、

一今正月分、合百十五度、メ大なし、中八、小百七、
一同二月分、合六十三度、メ大なし、中七、小五十

六、
一同三月分、合四十八度、メ大なし、中六、小四十
二、

一同四月分、合四十六度、メ大一、中四、小四十一、
一同五月分、合三十三度、(四カ)
メ大一、中二、小三十一、

一同六月分、合三十二度、メ大なし、中一、小二十、
一、

一同七月分、合三十六度、メ大なし、中六、小三十、

一同八月分、合十九度、メ同、中十、小九、
一同九月分、合二十度、(一脱カ)
メ同、中二、小十九、

一同十月分、合二十九度、メ同、中一、小二十八、
一同十一月分、合十八度、メ大なし、中なし、小許、

一同十二月分、合十四度、メ同、中なし、小許、
總合度數八百十七度、

去十一月八日、思案橋、山田町、三ツ頭三御番所の出口、并上下市中町々へ建られたる御札面寫、

此度之時變を伺ひ、令盜業候者は召捕勝手次第、尤手向等いたし候者は、貴賤にかゝはらず打捨不苦候事、

十一月 御目附方

實云、俄成事の上、未變中にて數十枚の木札御仕成させは不整筈、依而一札紙の堅に爲御認、竹に挟み建られし也、一同人氣靜り、覺悟定り、有がたく安堵に移りし也、

御觸達大意寫、

一去秋御政事御改革被仰出、御手許を初、諸事御省略を以、海防御手當被仰付候折柄、此度之大變に依而、又々御入費莫太之儀に付、御勝手必至と御差泥にも至可申、依之追々江戸々被仰出候儀も可有之候得共、總て遊慰飲食に耽候儀は沙汰に不及、音信贈答、饗應無益之費、一切停止に候事、

一右時變に付、家作成就迄、家内之者共、當時四ヶ村之内江爲立退候儀、分限に不抱、願に依て勝手次第、

一此度大變に付迷惑費用等、上下一統之事に候依之限米不融通顯然之儀に付、極難澁之面々は、依願公借當暮拂方、闕年に被仰付之、

一扶持米忍差支候面々、依願に御圍籾之内を以、相應拜借被

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

仰付之、尤返上之儀者、追て御詮議被仰付筈、

一 居宅致破損、外輪圍、且假已屋等之ため、竹木御用意被仰付候條、依願相應代銀立を以、別紙之通被渡遣之、

一 竹木渡所、上の橋之内升形、大橋之内、山田橋之外に有之事、

實云、御家老中は杉丸太五拾本づゝに、吳竹五拾本づゝ渡る、中老衆は杉丸太三拾本づゝに、竹三拾本づゝ、諸物頭ハ貳拾本づゝに、竹も同斷、平士より以下に無名字の者迄、右に准じ被渡遣、尤同居は不渡遣候事、

一 此度之大變に付、居宅大破之面々、家作成就迄、家族之者依願四ヶ村之内へ爲立退候儀、勝手次第被仰付置處、場狭に付、左之村々江當分差置候儀、勝手次第被仰付之、

四ヶ村、下知、石立、神田、久萬、秦泉寺、萬々、
一宮、薊野、比島、鴨部、抄田、福井、朝倉、

一 御馭初、時變に付被差延、二月七日に被仰付之、

實云、御名代として深尾鼎殿、取出し御櫓迄勤られしのみ也、

一 去冬以來潮入に相成居候於潮田に、此節漁事等いたし候輩有之趣、田地之荒に相成候儀に付、向後於當場所に漁業一切、屹度被差留之、

一 去寅十一月大變に付、世上不融通に相成、扶持米忽及難澁候面々江、依願御圍糶摺仕成を以、御貸付被仰付置候處、來辰年より向へ五ヶ年賦を以、於諸取立方に御取立被仰付

之、

但知行之分者、來辰年向に物成押切符切米之分は、同年向に夏目錄押之筈、

追加、

去る寅の大變之節、御侍中以下江摺米御貸付被 仰付、去辰年向に五ヶ年賦御取立被 仰付筈、御詮議相濟候に付、辰夏切符切米取之面々取立相濟、知行取之面々は、同年暮より御取立被 仰付筈之處、同年六月八日、重き思召を以、公借總て御引捨被 仰付候に付、右暮より御取立之分御引捨被 仰付候、然るに逼塞御作配被 仰付候輩は、逼塞方より都而暮拂之筈に付、是又御引捨被 仰付候、右之通取扱、不平等に相成候に付、取立相濟分、銘々江被返遣候條、來る十二月廿日限、於諸取立方役場に請取方有之筈、

巳十一月五日

(同書)下 土佐國群書類從所載、

御町方廻文寫、

當時變を窺、米穀并諸色高賣、又は賣いたし候者有之哉に相聞へ、不心得之至に候、右等之者於有之者、即時差押、屹度當罰被仰付候間、是迄之直段を以賣買いたし候様可

相心得旨、支配中へ可被示聞候、以上、

十一月十日

一 天満宮馬場向、

一 種崎町廣小路、

右者、此度之時變に付、極困之者救己屋入被仰付、右場所出來に相成候段申來候條、其心得を以、各支配中江可被觸聞候、以上、

十一月三日

覺

一 諸職人職業之儀、越方御作方も有之候處、此度之時變に付、御作事を初、都て多端之儀に付、此度格別之御詮儀振を以、今寅年方來卯年中、無札之者たり共、諸職業勝手次第被差明候條、其心得を以、支配中江可被觸聞候、以上、

十一月十日

覺

一 諸職人并日雇働等之者、遅刻長休不致様、兼而御示被仰付置候處、此度漸相流れ、心得違之者も有之趣相聞へ、不埒之至に候、然るに此度之大變に付、右等働いたし候者共、雇向不鮮場合に付、猶又厚相心得、兼て被定置候通、早朝

より出役いたし、日の入迄相働、尤五ツ時過出役之者は、半腹に相立候間、右御趣意可相守旨、支配中へ屹度可被示置候、已上、

十一月廿一日

覺

一 御城下於堀川筋、兩岸々橋臺築出之儀、向後不相成事、但此度燒跡仕成候節は、本文之通、尤其餘の橋々とても、追而御作事之節築直之筈、

寅の十二月

覺

一 御城下於堀川筋に、兩岸々堀の中江柱を建掛出し、家作いたし候儀、向後被差留之、

但此度及燒失に、新に家作いたし候者、又は潰家に相成、其儘難差置大修覆いたし候者、本文之通、尤家居全き者者、今暫爾來之通、追而被致作事候節、掛出し不相成候事、

別紙兩通相觸候様、御目付中申來候條、支配中へ可被觸聞候、以上、

十二月六日

震災豫防調査報告第四十六號

乙

三御番所口江被建候横札寫、

覺

一手拭絞三尋許、

一紺形付六尋半、(許カ)

一足袋九足、但三足花色、

メ永國寺町下も藪端に捨り有之分、

一なぐこあせ織振袖壹枚、

但片袖なし、縫紋丸の内に上り藤、中に大の字有、

メ大手筋下溝に捨り有之、

一豎島(縞)古き女單物壹枚、

一碁盤縞ごんご壹枚、

一火消羽織壹枚、紋上り藤、

一豎縞男帶壹筋、

一古き蒲團貳枚、

一魚ざる壹つ、

一茶釜壹つ、

一もんば半着壹枚、

一白木たんす、

但引出し二つ有、内殻(空)、

メ潮江村棒堤近邊へ流寄之分、

一裕さこ貳枚、

一古桶壹つ、

一盥壹つ、

メ孕磯邊江流寄之分、

一居風呂桶壹つ、

一桶壹つ、

一飯櫃壹つ、

一肥批抄壹つ、(柄)

メ一宮村へ流寄之分、

一敷蒲團壹枚、

但藍空色、辨慶島、

一男物袴壹枚、

但藍空色、碁盤島、

メ仁井田濱に而地引綱に掛り取上分、

一障子三枚、

内壹枚傷物、

一破唐紙壹枚、

一同雨戸壹枚、

一小櫛壹艘、

一手操網壹張、

一 女單物壹枚、

但吉岡染、紋花菱、

一 女綿入壹枚、

但つゞら空色、同紋付、

△ 同村海邊磯へ寄分、

一 眞鍮鐵炮壹挺、

ふじ、但長さ八寸位、廻り四寸位、

一 爪やま和具共、仁和具河野虎之助と記有之、

一 羽釜壹つ、

一 茶釜壹つ、

一 吸物椀壹つ、

一 木皿箱入三拾壹、

一 唐紙壹枚、

一 烏木綿織掛壹つ、
(島カ)

一 掛物壹幅、關克明書、

一 酢屋看板壹枚、

一 風呂敷包壹つ、位牌入、

一 硯蓋壹枚、朱の蓋、

一 たんす壹つ、引出し二つ有、

一 赤塗櫃、かけ金付、蓋無之、

△ 横濱村磯へ寄分、

一 櫓二丁、

△ 下田村川筋へ流寄分、

右者、大變之節取揚有之候に付、心寄之者は、御郡方へ可申、

卯正月

御郡方

覺

一 刀壹本、銘備前國長船盛光、縁頭赤銅、鹿の模様、
目貫鹿、鏝網の透し、柄糸納戸茶、

一 脇差壹本、無銘、鏝葵の透し、縁頭
鬼の面、柄糸納戸茶、

一 木綿碁盤縞四反、

一 同藍かすり貳反、

一 もめん(符カ)ば赤青貳切、

一 もめん藍地さらさ一切、

一 水色縮み木綿二切、

一 縮うけ織女帯一筋、
(さカ)

一 ぶごふ模様かねきん女帯一筋、但裏紫ちりめ
(なカ)ん、櫻形付、

一 淺黄もめん一切、

一 牡丹模様付生着壹枚、

一 鼠形付女帷子壹枚、

一 かすり島小供はふた二枚、

一 かすり子供帷子三枚、

震災豫防調查報告第四十六號

乙

一 鐵炮打藥半斤半、

一 屏風半雙、但畫張良の圖、

一 羽釜大小三つ、

〆

右者、先達而大變後、永國寺町、新町、潮江村等にて拾上有之候に付、拾主心得之者は可申出專、

卯四月

御目付方

御城下潰家、燒失家、過死人、御町方縮左之通、
(五カ)

一家高貳千七百五拾五軒、

内

千六百七拾六軒、燒失、御町人、池子能、

貳軒、半燒、

五百六拾八軒、潰家右同所、

參百九軒、半潰、

一 八百壹ヶ所、燒失、藏并物置とも、

一 九ヶ所、半潰、并物置とも、

一 燒死男壹人、御町人、

一 過死男女百五人、

内

九拾四人、御町人、并御人、

〆 男三拾九人、
女五拾五人、

八人、他支配、

參人、出所不知者、

一 過人男女三拾九人、

一 行衛不知男女四人、御町人、

一 燒失馬五疋、

一 燒失寺堂社十二ヶ所、

一 潰寺并半潰社四ヶ所、

一 燒失御藏貳ヶ所、

一 同橋七ヶ所、

一 同役所二ヶ所、

一 半潰橋壹ヶ所、

以下穀物類、員數略之、

土佐五川長岡三郡鄉浦破損縮左之通、
(四カ)

一 潰家五百三拾六軒、

一 半潰千三百貳拾八軒、

一 藏納屋竈屋雪隠類、千百拾九軒、半潰共、

一 潮入藏八拾八軒、

一 燒失家貳拾壹軒、

一 同藏納屋共二軒、

一流失家百貳軒、

一同藏貳軒、小壹軒御藏、

一過死男女十八人、

一御普請所百七拾二ヶ所、

一井流六艘、

△三艘流失、
三艘傷れ、

一田地過半潮入、三ヶ村、

一流失船百拾貳艘、

一地引網四拾壹張流失、

一流失男壹人、

一破船三艘、

一宮五社、

△壹社流失、
四社潰、

一算壹艘流失、

一橋拾三ヶ所、

一穢多家九拾四軒、潰、半潰共、

一同納屋貳拾壹軒、

一同牛馬貳疋、燒死、過死、

以下田地破損之數、穀物類、員數略之、

高岡郡破損縮、
(屈方)

井の尻、龍

一潮潰り御筒藏壹ヶ所、

一家數拾六軒、流失、

一家數四拾六軒、潰家、

一同拾八軒、大破、

一同拾五軒、潮潰り、

一女貳人、流失、

△穀物并損用員數略之、以下同斷、船并網數同斷、

新居村、

一納家壹軒、潰家、

△野見、久通、

一御分一家壹軒、流失、

一高札塲壹ヶ所、流失、

一備筒拾挺、流失、

一家壹軒、屋宅半潰、

一家數六拾軒、流失、

一同四軒、潰家、

一同三軒、大破、

一不意死、女壹人、

△高岡村、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

- 一家數七軒、潰家、
- 一土藏三ヶ所、潰、
- 一土藏百七拾軒、大破、
- 一家數六百軒、大破、
- 一同四百五拾軒、仁壁并戸障子、傷に相成分、
- 福島浦、
- 一御分一家、壹軒、
- 一御高札場壹ヶ所、同斷、
- 一御借藏、壹軒、
- 一家壹軒、庄屋宅、同斷、
- 一同七拾二軒、
- 一同拾軒、潰家、
- 一同九軒、
- 一死人、男女三人、
- 一男七人、行衛不相知、
- 一女拾貳人、同斷、
- 一神母宮一ヶ所、流失、
- 一夷堂一ヶ所、同斷、
- 渭の濱浦、
- 一家壹軒、傷、庄屋宅、

- 一同貳軒、潰家、
- 一同八軒、大破、
- 一同貳軒、傷、
- 一五拾六軒、流失、
- 一死人、男女二人、
- 一男六人、行衛不相知、
- 一女七人、同斷、
- 下分村、
- 一家四拾五軒、流失
- 一同四拾六軒、潮入半潰、
- 一土藏壹軒、同斷、
- 一同八拾軒、納屋馬屋共、
- 一死失壹人、
- 一馬壹疋、死失、
- 一馬貳疋、行衛不相知、
- 久禮浦、
- 一御高札場、流失、
- 一後分一家一軒、大破、
- 一御藏番一軒、傷、
- 一御米藏貳ヶ所、同、

一 御國產改役所、流失、

一 家數百貳軒、流失、

一 貳拾軒、潰家、

一 同七拾四軒、半潰、

一 女三人、流失、

一 死人、女壹人、

一 主人、男女貳人、

○ 奥浦東分、

一 家數三拾三軒、潮入、

一 死人、男壹人、

○ 戸波郷、

一 御普請所參百拾間許、崩傷、

○ 浦の内郷浦、

一 家壹軒、流失、

一 同拾壹軒、大破、

一 四拾軒、半潰、

一 男五人、行衛不知、

○ 大谷村、

一 家拾四軒、流失、

一 同參拾六軒、半流傷、

一 同五軒、大破、

一 同五軒、半潰、

一 納屋拾八軒、流失、

一 同七軒、半潰、

一 馬三疋、流死、

一 同男貳人、行衛不知、

○ 米山郷、

一 家數貳軒、潰家、

一 同貳拾貳軒、半潰、

一 同百四軒、大傷、

一 口人、四人、

○ 内 壹人死失、
三人快氣、

○ 興津浦、

一 家數貳拾軒、潰家、

一 納屋參軒、潰家、

一 同拾四軒、半潰、

一 同壹軒、同、

一 家壹軒、庄屋宅大破、

一 土藏五ヶ所、大破、

一 納屋三軒、同、

一寺一ヶ寺、諸所傷、

一宮壹社、傷、

一藏一軒、潰、

×與津村、

一御用家壹軒、大破、

一同壹軒、潰、

一家員四拾五軒、潰

一同六拾參軒、半潰、

一土藏參ヶ所、潰、

一納屋參拾軒、潰、

一土藏七ヶ所、半潰、

一納屋貳拾九軒、半潰、

一宮三社、潰、

一穢多家數貳拾壹軒、流失、

×志和村、

一家壹軒、流失、

一同參軒、潰家、

同浦、

一家數四軒、大破、

一同壹軒、少々傷、

一土藏三ヶ所、大傷、

一同貳ヶ所、右同、

×上の加江浦、

一御分一家壹軒、流失、

一高札場壹ヶ所、流失、

一御米藏壹軒、同、

一庄屋宅壹軒、同、

一家數九拾四軒、同、

一諸船拾九艘、同、

×安和浦、

一家數九軒、流失、

一同九軒、潰家、

一同拾四軒、潮入、

一同貳軒、浦分流失、

一同參軒、潰家、

一納屋九軒、流失、

一同拾九軒、同、

×奥浦西分村、

一家數七軒、大破、

一橋壹ヶ所、流失、

龍村

一家數四軒、潰家、

一同貳拾參軒、大破、

久禮村、

一家數貳拾四軒、流失、

一同參軒、潰家、

一同貳拾五軒、潰家、

一同拾九軒、大破、

一死人、參人、

内男壹人、
女二人、

神田村、

一家數三拾七軒、流失、

一同貳拾八軒、潮入、

多の郷

一家數拾軒、流失、

一同七軒、潮入、

一堂一字、同、

一家貳軒、半潰、

一橋壹ヶ所、流失、

桑田村、

一家數拾軒、半潰、

一死人、男壹人、

土崎町、

一家數貳拾四軒、流失、

一寺一字、流失、

一宮壹社、流失、

一庄屋宅、潮入、

宇佐浦、

一御用家參軒、流失、
御分家御國產物改所御藏番、

一御米藏三軒、

内貳軒少々傷、壹軒大破、

一御高札場壹ヶ所、流失、

一家數七百六拾四軒、流失、

一家數四拾軒、半潰、

一同百六拾軒、流失、
郷浦、

一同貳拾軒、半潰分、

一死人、九人、

内男四人、
女五人、

一男五人、女七人、行衛不知、

須崎村、

震災豫防調查報告第四十六號

乙

- 一家數百參拾貳軒、流失、
- 一同拾九軒、潰、
- 一同參拾貳軒、大破、
- 一藏壹ヶ所、潰、
- 一藏拾壹ヶ所、同、
- 一納屋貳軒、大破、
- 一納屋拾軒、流失、
- 一男女四人、行衛不知、
- 一井流貳ヶ所、流失、
- 一橋壹ヶ所、流失、
- 一宮三社、大破、
- 一同貳社、流失、
- 一穢多家拾壹軒、流失、
- 須崎村、
- 一御分一家壹軒、
- 一御米藏壹軒、大破、
- 一家數百參拾八軒、流失、
- 一同拾六軒、潰、
- 一同五拾九軒、大破、
- 一男女參拾人、

- 男九人、行衛不知、
- 男廿一人、
- 一納屋貳拾五軒、流失、
- 一同八軒、潰、
- 一藏參軒、潰、
- 一同拾三軒、大破、
- 一藏貳軒、流失、
- 一堂壹宇、大破、
- 押岡村、
- 一家數貳軒、流失、
- 一同拾四軒、潰、
- 一同拾軒、(半潰脱力)
- 一同壹疋、死失、
- 波介村、
- 一家壹軒、潰、
- 一同拾七軒、半潰、
- 一同貳拾五軒、大破、
- 蓮池村、
- 一家壹軒、潰、
- 一同拾軒、大破、
- 一藏七ヶ所、大破、

一 納屋貳軒、同斷、

 × 用石村、

一 家壹軒、潰、

一 同貳拾壹軒、大破、

一 同壹軒、半潰、

一 納屋參軒、半潰、

一 土藏拾貳軒、大破、

一 納屋六軒、大破、

 × 上の加江村、

一 臺場壹ヶ所、破損、

一 家壹軒、庄屋宅潮入、

一 家五拾軒、流失、

一 同參軒、半潰、

一 同五軒、潮入、

一 納屋參拾軒、流失、

一 男壹人、流失、

一 馬壹疋、同上、

一 寺壹宇、流失、

 香我美郡破損縮、
 (屈カ)

一 流家四百五拾五軒、

 内 貳百八拾六軒、居り家、
 百貳拾九軒、藏納屋共、

一 半流失、貳拾六軒、居り家、

一 潰家百四拾八軒、

 内 九拾貳軒、居り家、
 五拾六軒、藏納屋共、

一 赤岡御藏三ヶ所、

 但板壁少々傷、

一 手結浦御分一家、流失、

一 夜須御臺場、流失、

一 前濱村御臺場、藥室とも崩、

一 手結浦御高札場、流失、

一 赤岡村御殿、破損、

一 夜須村御厩、流失、

一 宮壹社、流失、

一 堂壹宇、潰、

一 堂壹宇、半潰、

一 同四宇、流失、

一 死人拾八人、

但流死、過死共、尤右之内四人、久枝地下人流失之處、追々濱邊に見當り存命に付、居宅へ爲歸養生相加候得共、相果候事、

一行衛不知者貳人、

一過人、七人、

一馬三疋、

但穀物并破損船御普請所等、員數略之、

安喜郡破損縮、
(届カ)

一家千參百五軒、

内 貳百九拾壹軒潰、貳百五拾四軒半潰、六百貳拾參軒大破、九拾六軒流失、四拾壹軒潮入、

一堂宇寺院七ヶ所、

内宮三社傷、堂一字潰、寺貳宇傷、

一納屋馬屋共參百貳拾四軒、

内 百四軒潰、四拾四軒半潰、百貳軒大傷并潮入、七拾四軒流失、

一土藏百八ヶ所、

内拾七ヶ所潰、八拾ヶ所大傷、二ヶ所潮入、九ヶ所半潰、

一御分一家六軒、

内四軒大傷、壹軒潰、甲浦也、壹軒立具等少々残る、流

失、

一御用家三軒、傷、

一御在役家壹軒、潰、

一御足輕己家壹軒、大傷、

一御藏九ヶ所、

七ヶ所大傷、一ヶ所潰、
一ヶ所 御藏流失、

一藏番貳軒、

内壹軒流失、壹軒大傷、

一御番所六ヶ所、大傷、流失共、

一橋三ヶ所、流失、

一甲浦御殿石垣、總崩、

一御高札場二ヶ所、傷、流失、

一牛參疋、流死、

一船六拾艘、

内

小舟廿七艘流失、同壹艘傷、小市艇壹艘流失、手繰網船三艘流失、市艇十四艘流失、傷共、鯉船三艘流失、サイレ網船貳艘流失、高瀬船流失、下江釣船三艘流失、生魚漕船壹艘流失、釣船三艘流失、

幡多郡總破損届、

一六百貳拾六軒、潰家、

但寺院共、

一七百八軒、流失家、

但浦々御分一家共、

一千百拾四軒、半潰家、

但浦々御藏御分家とも、

一百五拾八軒、燒失家、

一六拾人、即死、

一九人、過人、

一男二人、流死、

一馬拾四疋、(以下、原本ニ缺ケタリ)

一同壹疋、(同上)

〆

甲浦諸屈等覺、

一寅十一月五日申刻頃、大地震大汐合に而、地中人家流失、潰

家、半潰等有之、荒増注進可致候處、大庄屋老共筆紙等汐

に濡れ、屈方相調不申、仍而御分一役を屈方致し候事、

一同五日、郷廻役唯丞、使番繁次召連、場所見分に來る、

當月五日以來之大變、可恐事に候、此上食物第一之儀に

付、相成丈其用意肝要に候、及渴命に候者共は其所々御

分一役へ申出、可請分配也、

十一月

間 又右衛門

眞邊榮三郎

野根
甲浦庄屋中

一九拾八軒、居宅、次宅共、

一貳拾七軒、納屋、

〆作事に相掛る分、

一七軒、半潰、

一四拾八軒、居宅、

一拾參軒、納屋、

〆潰家、

一參拾貳軒、居宅隱居、

一拾軒、納屋、

〆流失家、

一男拾七人、行衛不知、

内男四人拾歳已下、内壹人死體取來る、

一女拾參人、行衛不知、

内六人拾五歳已下、内壹人死體取來る、七人拾歳已下、

一傷家九拾八軒、

一同納屋貳拾七軒、

一半潰家七軒、

一潰家拾八軒、

一同納屋拾壹軒、

一流失家三拾貳軒、

一死體女壹人、甲浦三右衛門妻、

一同男壹人、同人倅、

一同女壹人、同浦友三郎母、

震災豫防調査報告第四十六號

乙

但御已屋顯出候
者人數拾九人、

一死體男女五人、

内女壹人、參人娘、同壹人安三郎娘、男壹人、同伴、女壹人、助藏妻、同壹人、清兵衛娘、

一傷家本家九拾五軒、地下人、

一同藏四軒、

一同納屋貳拾參軒、

一同本家六軒、

一同雪隠拾七軒、

一半潰家六軒、他支配、

一同四拾八軒、地下人、

一同壹軒、

一同納屋拾參軒、

一同雪隠五拾九軒、

一流失家三拾軒、

一流失市艇拾壹艘、

一さいれ船貳艘、

一小船拾貳艘、

一手繰船參艘、

一鯉漁船參艘、

一さいれ網三張、

一手繰網八張、

一鯉漁船道具一切、三艘分、

一櫓參挺、

一市艇傷船參艘、

一小船壹艘、

右流失、

一御分一家屋根柱建具少々残る、其外流失、

一御船倉御船之傷、未相分不申候、

一御殿前板流失、外輪石垣總崩れ、壁諸所傷、

一御高札場、御高札共流失、

一夜具着用家財等、夥敷流失、

一御米藏、番己屋共流失、

差出、

一流失家三拾軒、

内 貳拾八軒、未家作不仕、貳軒は古家相求家内仕候、

一潰家四拾八軒、

内 拾四軒取繕住居仕候、拾參軒未家内不仕候、拾九軒住居仕候儘當時住居仕候、

一家數拾四軒分、但己屋に未罷在候、

一地下人漁業、商業共、爾來之通仕居申候、

右之通御座候間 御届仕候、以上、

十一月廿一日 甲浦大庄屋 森 善右衛門

同浦老 吉松 必藏

御郡下役所

於柏島に凌當難荒方左之通、

十一月四日朝地震、さしたる事も無之、軒の瓦など落不申候、

一同五日朝より七ツ頃迄、地盤之通に而天氣も穩也、然に一兩日前々潮の差引常ならず、渡し場邊、時として干潟と成、何分海のくるいと申事に而、神職を迎へ、海神鎮の祈念なご致し候事、

一同日七ツ半頃より出し、別而強く、取あわず御家を出裏口の島に而四方見合候處、暫時に總圍の石垣残らず崩れ倒れ、見る中庄屋の居宅も一時に潰れ込、石垣は高さ六尺餘にして、上柔之石垣の如くに而、其間二間餘も相隔候島へ飛、既に頭上をかいすりに二ツ許飛越、具若中々四人昇位に而一ツ費頃候得ば、彼是もなく微塵危事言許なく、然るに庄屋家内女子兒共、數々打節父子其他出之場合を存候

安政元年

ゆるゑ、所詮一時に立出候事、何共覺束なく、災難顯然と心に掛り、不便に存候、裏境江近寄、頻に聲を掛尋といへども、壹人も相見へ不申、様子相分不申、彌増不審に存、一身を宰、早々立出る存念は山々なれども、無據難忍島に油斷いたせしのみならず、飛石の危事に臆し、少魂も失ひ掛、島に突居り御用家など見申處、灯燈の大風にゆられる如く、出入之道は崩石に而累地も狭く、門に出んとすれども石崩れ道を塞、いかんともすべき様なく、仕合なるは去冬御用家建替にて、梁桁別而丈夫に而、先捻れながら倒れず、素り建具戸袋など悉く外れ、夫々刀を取出し、舟壹ツにて門外へ^(駈)缺出、海士見合候處、湊内に掛り居候數十艘之漁船市艇、爾來目通りに見請候船市艇の瓦遙見上る程に成、海なくれ行山に見へ、扱又沖島之近邊に當り、海上方眞黒き雲と片面は火炎の燃る様に火と雲との氣立上り、實に二々目とは見られず、惡敷氣色とも何とも可申様なく、早くも津浪に押つぶさるゝ事のみ恐れ、御用柄の事心元なくおもへども、當時御銀は少しも無之、拾四五俵之御米、心に掛りながら、所詮彼是する猶豫は有まじくと、見付の山の手を志ざし、片息にて^(ほカ)缺走り、山際迄壹町餘の所、平日壹里も歩行なごにてもごかくしおもひ、其上通

路の家は灯燈を提ごこく、扱又當浦は常に風烈之土地ゆゑ、板屋根に大石を積たれば、棟の石崩落肩に當り、過人も有之、立置有之木竹魚桶の類道を遮し、此上火災の程も心に掛り、水火地震一時の責、實に修羅道の街も、かくやあらんと思ひやられ、何れ頓着もなく、唯十方にくれ、其周章に別而女童の泣叫聲耳に響き、其有様譬るにもものなし、今はとても遁れぬ大難と、命掛の道、偏に神佛の加護にて、先其難を凌、山上を登り、漸一息繼、地震少し静りし後、船中に居り候者上り來り、咄承り申處、海上にて見及申處、騒動中三度許山の如き浪押入、そりや見よ柏島浦人ごもは、殘らず押潰したりと見る所、勿體なくも稻荷宮の安子木春峰云、安子木とは、この寄木にて、安産の守りなどにするもの也。の枝一様にゆるぎ、地を撫る歟と見れば波退き、右之危難同様に三度に及び申と聞、畢竟氏の御助にて、無別條一番に危き離れ島、世間にも既に震潰と申沙汰有之を以、中村へ届に遣候節、無事の事孰も怪しむ申候様子、使の者歸り咄にて御座候、浦中老幼に至迄、壹人も異なる怪我過無之、家は悉く半潰れ、壹番丈夫なる家も柱など折れ、潮は立退候後押入、門口脚位立申由、乍去西北寺の近邊は、幅五六寸許地割れ汐を吹出し、山は南の方頻に崩れ、土煙雲の如く絶る間なく、

後日崩見合候處、海端に山の如くに相成、離島の事ながら、白鳳年中方開け、頼母敷見込候山も端も崩れ、取滅しに相成、すべき様なく、ひたすら後難の程を恐れ、いづれも神願は申に及ばず、神職も丹誠を抽、地下人一同髪を切り、立願手を盡し、出家秘術を盡し、此上の變は力に不及と皆振ひ果、粥をすくり飢を凌許の事に而、難儀筆に盡しがたく、同時方翌七日四日頃迄震動絶間なく、五日夜凡三十度程は數候得共、後には數も知れ不申候、時々鳴動、西方角に當り、百目程の筒音の様に喝なるや否、地震は付け合に而、夫より少々元に相成、是にて喝なり静早申事と存込のみならず、大分震も間遠く、雨の凌も俄に難整、旁以一同下り、荷物など我ぎみに運び達方之事も有之、一應地中見聞に、地下役同道相廻り、荒増取締候間、北の堤添へ出申場合、又大島動案の如く大震に而走る道、兩輪を庇付合程にて將某倒しの如く、夢見る心地にて、命からん元山の山に上り、無恙事ども歡びし、其後はさしたる大震も無之、少々之事は今以やみ不申、地下へ下り申事は、以前にこり、扱又家の取繕もある事故、旁山上に居止り、窮屈なる小屋に忙然と日を暮し、もはや此上格段も無之、治定に移り可申哉、扱もむかしの大變、古老の物語も例の昔話

と、耳の空を走らし申事にて、又と有事の様にもおもはず、不覺悟千萬、此頃後悔、わづかの娑婆に生れ合し人々の難儀苦慮、今は時至と相見申候、高知の事とても穩か成る事とは存せず、同時か心に掛り、實に内外の心配不安事に而、晝夜胸を抓り、唯々一刻も早く一左右のみ相待、追々宿も中村の模様も聞へ、猶不安候得共相分不申處、十二日頃粗聞へ申候處、同斷、其上火、下町分火災一通沙汰、勿論自宅も無事成る事は存もよらず、此上無難に立退候事も覺束なく、殊に橋々落放申候事、顯然とおもへば、此又離島同様之上、是は遁るゝ山もなしと、日數十五日が間、胸は板に而心勞何ともかとも可申様も無之案じ煩候事、

一 沖島氏、浦氏、大變の前々坂の下へ船に而波浦御手當米を請取、船積いたし、出船の場合、地震に相成、大島と申所へ漕行申處、大浪に而幾度となく艦立上り、ともかごんく汐入來り、御米も過半刳捨、今は此迄と存込れ、疋と帶を、後日の目印にと、刀をかゝげ覺悟致され候由之處、浪に任せ山の中、大木の松の枝の上杯、船にゆられながら押流され、縮り壹里餘の所大深浦と申山の端へ自然と居り、追々汐干落候に(術カ)まゝ船を出し申候處、三四年堤を越、漸切

戸を船を出し、居浦の事無心元急ぎ歸り申處、大風波立に而渡海整がたく、當浦に一兩日滞留、山己家に而一所に暮しける、彼是承り、沖島の氣遣と高知との氣遣、唯々顔を見れば不安事を唯々繰出し、尤日ならず歸帆に相成申候、其後相聞へしは、波浦存外之事に而、別而家杯傷み不申由、何分此度之變は山を像り申土地、壹番丈夫に相見へ申候、船は大分傷申趣、其中漁船大變之時、大巖窟に五艘ならび汐待いたし居候場合、ソリヤといふ間もなく、巖崩れ落、外江の船は乗出し、中の船は其隙なく飛込み遊び、一艘は奥に居候戸口の船に支られ、何の術もなし、大巖に打れ、船人とも六人、みぢん即死す、また責てのと咄承り申候、

一小間目は四日に汐高く、遙岡に積有之候薪など押流し、大に相騒之由、同五日同刻、御用家は勿論、不殘流失、其中丈夫なる家は、柱許立、二三軒残り候由、流死は二人、當浦を參居候者の、酒宴など致し居候場合、立至る間もなく汐溢込、家の棟に乗り、汐に任せ流候處、大木の松の枝に取付、干落て見合候處、五六間上に上り居候而、命は助(術カ)り被歸り申候、

一 安満地は座上へ汐上る事二三尺、流家死人は無之、石垣崩

れ候位之事と承り申候、

一 小盡は七々浦大破、役所軒潰り、(浸)流失には不相成、御米藏も同斷、御米濡申、芳藏も無之事(行カ)に而立退、荷物は不殘汐に潰り、迷惑千萬、七々浦過半流失、湊と申浦家數七八軒程有之、浦中掃除したる如く何も無之、浦中に者残りし物は橙の木壹本許無事に殘る、餘は押而知るべし、過日御用筋も有之、旁留守杯もはや待かね、鳥渡立歸りに芳藏に對面、互に高知の事のみ氣遣、胸を撫、一左右のみ待かね、問歸申候、

一 坂の下存外軽く、御分一家座上方壹尺位上る、其餘異條なし、

一 宿毛浦邊、市中大傷、火災強く、死人、怪我人數々有之、家は九步通り燒失、家中三四軒燒亡、御土居は異條無之趣之處、堤は諸所切れ、汐おし込み、御領分亡所之場所不鮮様に相聞申候、夫々小盡へ掛り、所々山の手へ諸道具流れ、家數々一向目もあてられぬ有様、市艇漁船など、山の脇田中など上居り申候、

一 中村大火、過半燒失、死人、怪我人數々有之、御郡方もつづれ込、長屋同斷にて御座候、是は時々高知へ聞へばと今略之也、

一 下田大傷、青砂島は大分流れ申様子、本浦汐はさしての事無之、潰家、死人、怪我人、過人等は、數々有之候由、

一 入野大傷、田の浦の田の口邊も同斷、濱の町總潰れは中も元ノマ本大半流れ、大庄屋は柱許に而家の形迄有之、諸具大方流失、本村の口汐押込み相成、廻船など出入來可申程、深七尺はごもほれ、湊の形相成候由、大分田地も損じ、往來難澁之由、當庄屋近族故、直人參、昨日委細承り申候、

一 上川口伊田邊大傷之由、御用家流れ、御藏破、俵轉出申由、一 佐賀邊も同斷、夫々東は暎と聞へ不申候得共、上の加江なごも大傷、す崎は勿論、宇佐、福島、亡所同様と相聞へ申候、

是等は高知邊江は委細相分不申、福島、濱市屋、渭の濱出來屋形をもなく、其上濱市屋は數々人傷有之由、定而上灘も所々より大傷之浦有之事と相察申候、扱又當浦へ參り込候他國の釣舟、廻船、市艇、百餘り參り込居候處、大變否皆々歸帆いたし、此節又々參り咄承り候處、九州邊は州邊同斷、其中穩成所も有之、所により城郭など崩れ、御國々壹階大亂之所も有之趣、古今無例の大變に御座候、此外事數々而難盡筆紙、先あらまじを以申留候、扱今日迄も山上の己家に暮し、三疊敷に荷物と御用だんすを置、敷板を屋根にして雨露を凌、粥を給居申候、わづか三四尺の高さに

て、立事も出来不申、帶を結ぶ時は外に出、夜分は圍の透間より大猫推参いたし、昨夜も何か薄團の上騒じ故、起上り見申處、大なる犬入來り、扱々騒動、餘者御察可被遣候、右、柏島浦役一圓嘉平次新町住書翰寫、

町人御褒文、

通町

伊野屋 嘉平次

右者、前方奇特之筋有之、列居御目見御免被仰付置處、平常商業之儀出精、去る丑年、去寅年共、御借入金束而貳百五拾兩致調達、且先達而海防御費用に付、銅鐵類目方拾八貫目許、寸志に差出、將又去冬大變之節、有合之飯鉢四つ、手代に爲持、即時下町江爲立越、於諸所相施し、一と先づ歸宅之上、所持之米、石立村八幡宮馬場向へ持出焚仕成を以、近邊立退罷在候船々へ相與へ、或は押拔飯に相成、味噌、香物等差添、むろ蓋數拾枚差入、手代に百荷、自分儀も付添、潮江北島、小高坂等へ立廻り、諸人へ相施、候様(ケカ)之時世には飢寒を共にする心得に有之旨、致口外候儀も有之趣を以、數日之間施し而已に打掛、其外玄米貳拾俵、白米貳拾俵、寸志として差出、總て心得方宜、拔群奇特之至、依之御奉行中へ相達、獨禮於御目見御免之上、御町奉行直支配に被仰付之、

一御目見御免、

本町

市吉屋五平

白米貳拾石、薪等、寸志、

通町

一同、

伊野屋源右衛門

(玄カ)去米貳石七斗、醬油壹斗、味噌、香物共二桶、

鮑貳百挺、鰯參百挺、錐五百本、釘三萬四千貳百本、

鍋五拾枚、寸志、

通町

一同、

吉増屋金之助

玄米六石六斗、金拾五圓、寸志、

水道町

一同、

御蠟燭屋幸右衛門

蠟燭千四百挺、金拾五圓、寸志、

本町

一同、

大徳屋喜平

白米貳石餘、金壹圓、(膳カ)允椀類千人前、諸人へ施、白米壹石

貳斗、寸志差出、御厩方作事、金拾圓寸志、其餘貧窮者

へ束而壹貫拾匁許差遣候趣、

新要法寺町

一同、富田屋清右衛門

白米拾壹石六斗餘、(銀脫カ)五百五拾夕餘、諸人へ施し、且蠟燭參百五拾挺、寸志、

通町

一同、川村屋利助

(カ)吉米八石、大變之節差出、其餘海防御費用之節、金五兩、寸志として差出候趣、

一同、御褒詞之上、御吸物頂戴、境町錢屋金吾、永田屋忠次、

(カ)吉米三石許づく、難儀人共相施し候趣、

同町

一同、永田屋常助

(カ)吉米五石許、同斷相施し、海防御費用之節、銅并唐金類、寸志、

一同、三島屋長平

玄米壹石許、同斷相施、且同斷之節、古鐵類寸志、

廣岡町

一同、今利屋清次右衛門

玄米六斗餘、同斷相施、且同斷之節、起炭三拾俵、寸志、

境町

一同、龜井屋吉平

金子并煙草、同斷相施、且同斷之節、(鍋カ)隅鐵類寸志、

通町

三好屋楠之助

一同、本町

吉水屋清五右衛門

(カ)吉米四石づく、同斷相施、且同斷之節、古鐵類寸志、

通町

藏屋新右衛門

一同、(カ)吉米壹石貳斗餘、同斷相施、且同斷之節、隅鐵類寸志、

同町

柴盤屋利右衛門

一同、米貳石貳斗餘、(焚分)粥費仕成を以相施、且古鐵類寸志、

同町

櫻屋作平

米貳石、粥焚成を以同斷、

同町

出來屋惣助

一同、米壹石貳斗、飯粥焚仕成を以同斷、

同町

布屋彌太郎

米九斗餘、同斷、

車屋壽平

一同、

同町

土居屋彌助

(玄力)
吉米七石、寸志、

通町

中野屋時太郎

一同、

蕙參百貳拾枚、寸志、

農人町

今濃屋利右衛門

一同、

(玄力)
吉米貳石許、同斷相施、

由井屋與助

一同、

蕙百枚、且同斷之節、古鐵類寸志、

境町

油屋重兵衛

一同、

(玄力)
吉米五斗、同斷、

朝倉町

下田屋只藏

一同、

同斷飯米相施、

農人町

夜須屋虎助

唐人町

秋月善藏

一同、

同町

豆腐屋佐平

縁屋徳右衛門

大變之節、薪寸志、

常藏

小島屋寅次

一同、

大腰掛に而粥焚出じ御用、寸志、

本町

田丸屋榮助

一同、

難澁人江金子相施、

本町

徳升屋銀兵衛

一同、

大變之節、玄米寸志、

北奉公人町

伊勢屋源之助

一同、

粥焚仕成を以相施、且薪寸志、

本町

虎屋藤次郎

一同、

震災豫防調査會報告第四十六號

乙

蠟燭寸志、

一同、

白米三石貳斗相施、

境町

岡本茂右衛門

新市町

喜多屋猪平

菜園場町

十市屋藤助

同町

夜須屋久吉

右者、大變之節、家財焼亡いたし、其砌御介補として御銀被遣候處、此節相應商出來候様罷成を以、右拜領銀返上仕度段願出、御聞届被仰付候、然に御介補之儀、焼失之面々、不殘被成遣有之處、自分等衆に勝れ、右等願出候儀者、畢竟平常心得方宜敷、商業之儀出精候方、件々次第、奇特之至、依之御酒頂戴之上、は(行カ)錢八拾匁被成遣之、

卯十二月

他邦部、

阿州御郡奉行方之書翰寫、

一筆致啓上候、然者去る四日卯の中刻、五日申の刻過之大地震に而城下町始浦共、潰家焼失流家多、市々怪我人死人も有之、且所に寄地荒地所も有之候得共、今以地震相止み不申、未巨細之儀者相分不申候、尤彈正大弼并阿波守家族迄も、別條無御座、且城中損じ無御座候、乍此上家中一統致大慶候、貴國者如何御座候哉、先不取敢御尋問、旁爲御知爲可得御意如斯御座候、恐惶謹言、

十一月十三日

穗積儀兵衛

森所兵衛

穗積 恰

高木 眞藏

三間 勝藏

赤川卯右衛門

馬詰 金之進

六郡御奉行宛

大坂方來狀寫、

今四日辰の刻大地震、御屋舖内も一時に相崩れ可申勢に候處、漸相静り、夫々翌五日酉の下刻又々大ゆり、世上殊外取騒、出火之模様相聞へ候處、左は無之、津浪と申候儀、俄に數千艘の大船を初、逆水に而木津川口を押し入れ、道頓堀目吉

橋を金屋橋迄、悉く押切れ、堀江川筋は水から橋、黒金橋同
斷、安治川筋に而は山齊橋通り千石船押入れ、近邊之掛造家
などは悉相損、五六百石積船半分許へし折れ居申候、其餘死

人等は未數相知れ不申候、何れ地震を恐れ、最寄之上荷船へ
立退き居申場合、前件之通大船に而押敷れし體、實に筆紙に
難申御座候、只今最中船々の間より死人を取上居申候、勿論

只今とても川々往來相成不申候、誠に前代未聞とは此事に
而御座候、稻荷宮の脇繪馬堂相崩申候、其外市中夥敷つづれ
申候、怪我人も數多有之趣に御座候、今日とても地震相止不

申、はや此節憶病にギチ(者カ)と鳴り候得共、直様火鉢をか
へ飛出(すカ)し都合、當年は色々珍事に出會申候事に御座候、四日

大地震々、市中總て濱輪(端カ)へ出、今日逆も同斷外とに而夜を明
し申體、私なども夜分は内に這入不申、此上平穩之儀相祈申

事に御座候、尙委細之儀、次便に可申上候、
十一月七日

岸本圓藏

江戶々來狀寫、

今四日朝五ツ半頃大地震、己家にも難居、總て出申候、走り

ては足本たどり、二階よりすび下り申候、家居ゆりこわく申
候、一枝之出火に而實に不要義と別而相恐れ申候、久保町邊
之屋根に瓦の有家なしと申事、甲州邊は別而強御座候由、四

日中より夜分へ掛、毎々小ゆり申候處、夜前より止り、安心
仕候、

十一月七日
安 丞

駿府々之届書寫、
當月四日辰刻大地震に而、御城大損じ石垣崩、其外所々潰家
破損等、少出火に相成、死人、怪我人有之、

權現様御宮所々大破相成候趣に御座候、小田原御城、所々大
破、石垣崩、御領町在共出火に相成、怪我人、死人御座候趣申
來候に付、爲御知申上候、已上、

十一月六日
島屋佐右衛門

土州様
御會所

寅十一月、道中筋、并諸國地震破損之荒増覺、

一吉原、大地震、出火に而丸燒、

一かん原、同泊々東燒、殘崩る、

一巖淵、六分崩れ、四分燒、
一富士川、水なし、
一由井、無事、
一沖津、津浪、四分燒、

震災豫防調査報告第四十六號

乙

- 一 江尻、丸焼、過人多し、
- 一 府中、四分焼、せんげんの宮損る、
- 一 丸子、八分崩る、怪我人有、
- 一 岡部、不殘崩、死人多し、
- 一 藤枝、上の町六分焼、
- 一 島田、半潰、大破、
- 一 金屋、七分崩る、残り焼、
- 一 日坂、無事、
- 一 掛川、崩れ、跡焼る、
- 一 袋井、崩れ、焼る、
- 一 見附、六百軒崩れ、過人多、
(分)
- 一 濱松、六歩崩れ、跡焼る、
- 一 舞坂、津浪に流る、跡崩る、
- 一 荒井、御關所、町家、同上、
- 一 白須賀、八分崩る、残り大破、
- 一 二川、半潰、
- 一 吉田、御屋敷、町家、半潰、
- 一 御油、大破損、
- 一 赤坂、不殘崩る、
- 一 藤川、山崩れ、町家七分崩る、

- 一 岡崎、八分崩る、矢はぎ橋無事、
 - 一 池鯉鮒、大津波、家崩、死人多、
 - 一 鳴海、七分崩る、
 - 一 宮、八分崩る、熱田、大破損、
 - 一 桑名、大津波、船多く損る、
- 〆
- 紀州和歌山大地震、津浪、町家大破、總て大坂同様也、
- 一 加田栗島御社崩る、町家流れ崩る、
 - 一 黒江浦、一干瀉浦、一下津浦、一日高浦、
 - 一 名高浦、一弘門浦、一るけつ浦、
 - 一 右浦々、大津波大損じ、死人、怪我人多し、
 - 一 巖佐、地震、津浪に而大破、
 - 一 日高郡之内四拾ヶ村、
 - 一 南部、田邊、熊野本宮、
 - 一 右いづれも大破之由、
(崎カ)
 - 一 泉州かん塚、大地震、津浪、死人多し、
 - 一 淡州須本、同斷に而城下家中、町家に至迄、大破損、
 - 一 阿州徳島、同、出火、同町さご町五丁目崩る、焼、家中大破、
 - 一 小松島、津浪、家數夥數崩る、死人有之、
 - 一 明石、かこ川、高砂、三ツ石、大地震、家々大破、

一 赤穂、地震、津浪に而人損る、

西國筋、

一 藝州廣島、御城角矢倉三ヶ所崩る、家中、町家大破損、大道

壹尺許割る、

一 たゞのみ草浦、仁保浦、大破、町壹尺餘わたる、泥吹出し、怪我人多し、

一 宮島、燈籠落る、廻廊損る、

一 巖國、金對橋損る、

一 長州萩、長部、下の關、

一 筑州、筑後、豊前、豊後、肥前、肥後、

右九州路、何方も大地震、大荒之由也、

寅十一月

御飛脚番某が借寫之と有、

後序

つれづれ草にかたり傳ふる事、誠はあひなれにや、多くは
みなそら事也、まして年月、さかひも隔りぬれば、いふた
さまふにかたりなして、筆にも書ととのひぬれば、やがて
定りぬと書殘したれば、いでやとおもへたちて、年經ざる
中にと、三災を拙き筆にうつし、つらくうき世のありさ
まをおもひめぐらして、

世の中のかゝるためにも志らずして、

事たらぬ身を何おもひけん、

〔書付留〕

安政元年十一月六日、

伊勢守殿御渡、即日觸、

大目付

御目付 江

覺

此節度々地震有之候に付而者、此後之儀も難計、銘々立退方
之儀心得も可有之候得共、兼々火之元之儀、嚴重に手當致し
置、早速立退候様、向々江可被達置候事、

十一月

十七日、

伊勢守殿御渡、

大目付

御目付 江

覺

殿中并諸部屋々々、其外火之元之儀に付而者、兼而被仰出も
有之候得共、此節地震等も度々有之候に付而者、猶又別而火
之元無油斷心附候様、向々江可被達置候事、

震災豫防調查報告第四十六號

乙

十一月十日、

御目付

金五枚

羽織

時服貳

大久保右近將監

駿府表地震に付、御城内外、久能山御宮、其外近國取締見分爲御用罷越候に付、被下之、御序無之候に付、御目見不被仰付候、諸事可入念旨上意に候、

右、於御右筆部屋縁頼、老中列座、伊賀守申渡之、若年寄中侍座、

御勘定組頭

金三枚

吉川幸七郎

時服貳

御勘定

金貳枚

直井倉之助

時服貳

猪股英次郎

同斷、爲御用罷越候に付、被下之、

右、於同席、伊勢守申渡之、遠藤但馬守侍座、

御目見持格

御徒目付

金拾兩

太田子之助

同斷に付、被下之、

右、於躑躅之間、若年寄中出座、本庄安藝守申渡之、

御徒目付

同

伊庭保五郎

同斷に付、被下之、

右、於燒火之間、遠藤但馬守申渡之、

十一日、

御勘定

金貳枚

田邊彦十郎

時服貳

東海道筋宿々地震に付、場所見分之上、旅人休泊人馬繼立方、其外御救助取調爲御用罷越候に付、被下之、

右、於御右筆部屋縁頼、伊勢守申渡之、

伊勢守殿御渡、觸無之、

御目付江

覺

此度地震に付、見分其外爲御用御役人被差遣候に付而者、素より御用旅行之儀に付、差支無之様可致者勿論之事に候得共、今般者古今未曾有之事に付、宿驛者勿論、人足其外助郷

等罷出候者共も、住居等潰れ大破に而、極々難儀可有之、別段之譯に付、右は宿役人共厚く相心得、無慈悲之儀無之様、成たけ厭ひ候而、御救筋之趣意不失様、宿驛役人共江、能々可被申付置候事、

右之通、道中奉行江相達候間、聊之差支者勘辨致し遣候様、可被致候事、

廿六日、

安國殿御宮御札供御

増上寺方丈使僧

了 廓

黒本尊御札供御

右此度國々大地震、并津浪に付、世上安全之御祈禱被仰付候に付、差上之、於檜之間、謁松平能登、

但伺之上謁之、

右同斷に付、被下之、

一右之外伊勢兩宮始、所々江も御祈禱被仰付候由、

廿四日、

銀百枚、

御使品川式部大輔

日光御門跡

比叡山へ同三十枚、

右今度國々大地震、津浪に付、世上安全御祈禱御執行之儀被仰入之、且於比叡山も御祈禱有之候様、被仰遣之、

上使 太田攝津守

同百枚

増上寺方丈

十二月十八日、

太田攝津守

領分地震に而、居城所々破損、其外家中、町人共悉大破之趣、可爲難儀と被思召候、當時御事多に者候得共、出格之譯を以、金六千兩拜借被仰付候、返納之儀は、御勘定奉行可被談候、

右、於芙蓉之間列座同前、(松平和泉守)同人申渡書相渡之、

廿六日、

松平丹後守

名代 本多大膳

領分地震に而、陣屋向并家中町郷共破損に付、拜借之儀被相願、可爲難儀と被思召候、當時御事多に者候得共、出格之譯を以、金千兩拜借被仰付候、返納之儀は、御勘定奉行可被談候、

右、於芙蓉之間老中列座、和泉守申渡之、

廿七日、

水野出羽守

領分地震に而、二丸住居向を始、城内外并家中町郷共悉破損、其外領内損所等も不少候に付、拜借之儀被相願、可爲

難儀と被思召候、當時御事多に者候得共、出格之譯と以、
金三千兩拜借被仰付候、返納之儀は、御勘定奉行可被談
候、

稻垣攝津守

同文言、居城破損、其外領内損所も不少候に付、金貳千兩、
龜井隱岐守

先達而居城住居向、其外燒失候に付、拜借之儀被相願、可
爲難儀と被思召候、當時御事多には候得共、出格之譯を
以、金貳千兩拜借被仰付候、返納之儀は、御勘定奉行可被
談候、

右、於波之間老中列座、和泉守申渡之、

(安政年表)

安政元年十一月廿七日、長崎奉行へ御達、

來春阿蘭陀甲比丹、參上之筈に候處、不慮之天災、國々大地
震、津浪に而、宿驛破損、潰家等も夥敷事に有之、各城郭等も
格別之破損にて、來春甲比丹參上之頃迄に修復間に合申間
敷、右體破損之城郭に、年來通商之國に候共、外國の者へ一
見爲見候も如何に有之、宿驛難澁も可致候間、其趣各限に相
心得、國々大地震之廉、來春參上差留、來々辰年參上候様可
申渡候事、○下略

(安政見聞録)

又いふ余が友の知己なる人、所用ありて京師へ登りしに、嘉
永七甲寅十一月五日、歸路にあたり桑名の海を航りけるに、
海岸の方を見れば、其音は聞えねど、並松ざはくといふが
如く、枝うち交はして動くさま、什麼大風にやとおもへど、
海上は穩なり、故に乗り組の者みな訝りて、一同にこれを見
るに、暴に澳の方眞黒くなり、今見し方も見えずなれば、這
はいかなる怪異ならんと駭き思はぬ者もなし、當下船長客
にいふやう、これは必津波なり、はや遁るゝに道なければ、
人々覺悟し給へといふ、彼人聞て大に悲しみ、いかにしてか
この難を脱るゝことあらば教てよといふに、船長頭をふり、
決してこれを脱れがたし、たゞ天命に任すのみと答へて、彼
方を佞と見る、彼人今はこれまでなりと、所持なせし物のう
ち、いと貴く大切なるを腹に括して覺悟なす折から、潮濤(襲)
と鳴たちて、逆浪のうち返すと思ふ所に、乗たる船底逆浪の
撃する音して、二三丈船は虚空へ閃めき昇り、暫くして挫と
落れば、又逆浪に撃せられて昇ること初めのごとく、かくす
ること以上五たび、船中の人々は皆活たる心地なく、酔るが
如く、痴なるがごとく、俯て彌陀觀音の名號なんぞ稱ふるも
のあり、程なく海上穩になり、船僥倖に恙なく向ひの岸に着

ければ、船中蘇生たる思ひをなし、悦びあふこと限りなし、かくて熱田の驛に上り見るに、こゝな大地震にて、家はおこなべて揺り崩し、或ひは梁棟に壓れ泣叫ぶ男女の聲、耳を貫ぬき膽に應ふ、さてはこの地震によりて海上津浪せしものならん、思へば怖ろしかりけるが、今この容を見るに及び、かゝる變異に遭んより、海上に在しかた遙勝りし洪福なりきと、自その身を祝しつつ、程近ければ熱田に詣で、猶往さきを祈らんと、路を枉てかの社へ詣でけるに、不測なるは、その驛より道の程僅八九町の傍にして、宮居少しも損ずることなく、社壇に捧し燈明の火さへ消る事なかりしかば、實に神國の貴さを心に銘じて感涙を流し、暫時祈念してたち去つと、また元の驛に出、それより次第に下りけるが、道筋すべて淤泥を吹出し、泥み迂りて歩行がたきに、人家は一樣に倒れ損じて食を索むる家もなく、舍るべき方もなし、江都まではまだ遙けきに、いかにして辿り着んと思へば、いよいよ心細くて身の力だに抜はてたり、左右して漸々に飯を索め、夜になれば崩れ残りし家に舍り、辛うじて歸府なしけりぞぞ、其道すがら難儀せし物語り多けれど、繁き故にこゝには略せり、

この地震のとき、予が知己なる中山何某といへる人、遊歴し

て駿河に居れり、この國は海道にても別て地震の嚴しと聞り、その日巳刻ごろ、中山氏外の方にたち出で人と物語なし居けるが、驚破地震よといふ間もあらず、兩足痿て礮と倒れ、起あがらんとなしけれども、かの小兒が戯れにすなる俵轉びといふに齊一、たゞ轉々として立つこと難し、當下泥中を煙のごとく砂のごときもの吹出で、滿面を打るゝほどに、目口だに開き得ず、心昏暝して前後もしらず、暫くして揺靜り、漸く心地われに返り起上りて四邊を見るに、家みな齊しく崩れ倒れて、在し容には似もつかず、四方に人の泣聲聞えて、こは生ながら叫喚地獄へ墮しものかとあやまたれ、心を靜めて篤と見るに、わが家も崩るゝのみか、三尺ばかり地中へ陥り、衣類調度も何方にあるか、屋根壁崩れて覆ひぬれば、頓に出さんやうもなく、只管に呆れ惑ふ、一圓斯のごとくなれば、一勺の米もなく、これを炊がん器さへ、みな地中に埋もれて、いかにとも詮方なし、殊にこの邊の井僉崩れたり、任意崩れざるも泥吹き入て更に飲べきやうもあらねば、人々飲食を斷にけり、思ふに江都の地震烈しけれども、かくばかりの事に人の多きが、はあらず、但し怪我人の他方より夥しきは、土地ゆるのみ、かくてその翌日に至り、邑の庄屋諸方を募り、漸くにして米を得つ、粥に煮て施したれば、始めて喉を潤せり、この中山氏も、その翌日粥を啜りしは未刻なりとぞ、

この頃、駿府に居たりける余が親族の僕由藏なるもの、此地震のことを語りしをきくに、驚破地震といふ程こそあれ、葎格子もたちまちにめりくと破れ摧け、戸障子倒れ、椽さきの束柱一時に倒れて、外に出んとすれど足も立ず、漸くにして轉び出しが、頻に震ふこと烈しければ、傍にある大木の廳で一抱もあらんとするに抱き着しに、その大木の幹大に揺るによりて、手を放たるること凡そ三たび、宜なるかな、この大木揺れて伏すときは枝地上に着き、仰ぐときは半天に至る故に、過てこの幹に打るれば、身體微塵に成ばかり、その危ふさ譬ふるにもなし、然るに高運にしてその恙なきことを得たり、直に地上に轉びしものは、さらに起上ること協はず、當下大地大小に裂て、淤泥沙をふき出せば、遍身泥に塗れて面目を分たず、震止みてやうくと起上るといふといへども、たゞ眼暈きて行歩かなはず、大に酔る人のごとし、然るにおよそ半時ばかりにして、また揺返しの來ること、初めに競ぶれば、やう緩柔し、夫より時々刻々に震ふことを數を知らず、因ておもふに、江都の地震さしも猛裂なりといへど、駿府の地震を十分とするときは、七分ばかりにや當ぬらん、いと怖しきことなりと語りき。

〔安政二年乙卯珍話〕

同年○安政元年十一月四日朝四ツ時過、近來稀成地震に而、江戸潰家、破損數多有之、同時豆州下田大地震之上、津波、即死、怪我人、流死之者、數しらず、翌五日同斷、又同時大坂大地震、同五日、同七日、諸國大地震、五畿内、大和、河内、和泉、攝津、東海道、伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、伊豆、相摸、東山道、近江、美濃、信濃、北陸道、越前、山陰道、丹波、山陽道、播磨、備前、備中、備後、安藝、長門、南海道、紀伊、阿波、淡路、土佐、伊豫、讃岐、西海道、筑後、豊後、日向、其外國々大地震に而、即死、怪我人、幾萬人と云數知れず、